

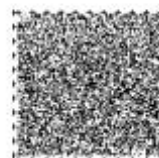
# ふじみ野市 障がい者基本計画

平成24年度～平成28年度



平成24年3月

この計画書は、視覚障がいのある方へ配慮して、「音声コード」を印刷しています。  
活字文書読上げ装置により音声で内容を読み上げ、切り込みは  
音声コードがどこにあるかという目印になっています。



音声コード



## はじめに

今日の社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や核家族化の進行、さらに地域関係の希薄化など大きく変化しており、障がい者施策に対するニーズも多様化しています。

こうした中、本市におきましては、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として平成19年3月に平成23年度までを計画期間とする「ふじみ野市障害者基本計画」を策定し、市の障がい福祉に係る基本目標や施策の方針を定め、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき計画を推進してまいりました。



このたび、旧計画の計画期間が終了することに伴い、旧計画の実績や課題、さらに国の動向を踏まえた見直しを行い、新たに平成24年度から平成28年度までの5年間の計画期間とする「ふじみ野市障がい者基本計画」を策定いたしました。

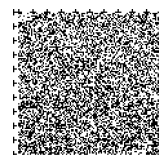
本計画は本市の障がい福祉施策の方向性を示すものであり、この計画の実現を図るため同時に策定いたしました「第3期ふじみ野市障がい福祉計画」とあわせ、障がい福祉の推進を積極的に進めてまいります。

また、この計画に掲げた基本理念である、「障がいのあるなしにかかわらず、ともに育ち、学び、生活し、働き、活動できる共生社会」と、「障がいのある人が自立し、地域へ参加ができる社会の実現」を、推進の原動力、また礎としてしっかり堅持し、障がい福祉の向上に取り組んでまいりますので、皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきましたふじみ野市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケートや団体ヒアリング、またパブリックコメントにご意見をいただきました多くの関係団体の皆様や市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成24年3月

ふじみ野市長 高畑 博





# 目 次

## 第1章 計画の概要

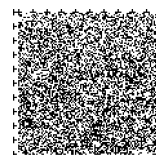
1 計画の策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 障がい者施策をめぐる新たな動き.....	2
2 計画の位置づけと期間.....	3
(1) 計画の位置づけ.....	3
(2) 計画の期間.....	4
3 基本的な考え方.....	5
(1) 基本理念.....	5
(2) 基本的視点.....	5
(3) 基本目標.....	6
4 施策の体系.....	7

## 第2章 障がい者(児)の現状

1 人口構造.....	9
(1) 人口の推移と推計.....	9
2 障がい者(児)の現状.....	10
(1) 障がい者(児)について.....	10
(2) 手帳所持者の推移.....	11
(3) 障害程度区分の推移.....	16

## 第3章 施策の展開

基本目標1 理解と参加による福祉の推進.....	17
主要課題(1) こころのバリアフリーの推進.....	17
主要課題(2) 当事者参画の促進.....	21
基本目標2 継続的な保健・医療サービスの提供.....	23
主要課題(1) 療育体制の充実.....	23
主要課題(2) 健康づくりの推進.....	24
基本目標3 地域での自立生活支援の充実.....	27
主要課題(1) 地域生活を支えるサービスの充実.....	27
主要課題(2) 日中活動の場の充実.....	30
主要課題(3) 暮らしの場の確保.....	33
主要課題(4) 相談支援と情報提供の充実.....	36



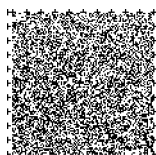
基本目標4	雇用と就労支援の充実	40
	主要課題(1)雇用・就労の促進	40
基本目標5	ともに学びともに育つ地域づくり	44
	主要課題(1)障がい児の保育・教育の充実	44
	主要課題(2)スポーツ・文化活動への参加促進	48
基本目標6	安心と安全のまちづくり	49
	主要課題(1)バリアフリーの推進	49
	主要課題(2)安心なくらしの確保	51

## 第4章 計画の推進体制

1	計画の推進のために	53
	(1)障がい者のニーズ把握・反映	53
	(2)地域社会の理解促進	53
2	サービスの確保策	53
	(1)専門的な人材の育成と確保	53
	(2)適切な情報提供	53
	(3)施設整備の方針	53
	(4)サービスを利用しやすい環境づくり	53
3	計画の推進体制の整備	54
	(1)庁内の推進体制の整備	54
	(2)計画の点検・管理体制	54
	(3)地域ネットワークの強化	54

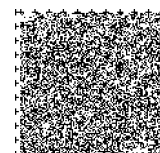
## 資料編

1	アンケート調査・団体ヒアリングの概要	55
2	計画策定経過	72
3	ふじみ野市地域自立支援協議会設置要綱	73
4	ふじみ野市地域自立支援協議会委員名簿	74
5	ふじみ野市障害福祉計画等策定委員会設置要綱	75
6	障害者基本法(抄)	77



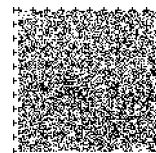
# 第1章

## 計画の概要









# 1 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の背景

平成 14 年度に国が策定した「障害者基本計画」は、『ノーマライゼーション』と『リハビリテーション』の理念を継承し、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざして、平成 24 年度までの障がい者施策の基本的方向を示しています。

また、これに合せて平成 19 年度までの 5 か年に重点的に取り組む事項を定めた「重点施策実施 5 か年計画」も策定されました。

平成 22 年 6 月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が、また平成 22 年 12 月には「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が障がい者制度改革推進会議に提出され、第一次意見を踏まえ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」が閣議決定されました。この閣議決定では、「障害者自立支援法」に替わる「障害者総合福祉法（仮称）」について平成 25 年 8 月までの実施をめざすこととしています。

また、平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法・平成 24 年 10 月施行）が可決成立し、障がい者に対する虐待行為を禁止するとともに、虐待行為を見つけた場合には通報を義務づけています。

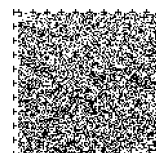
その後、平成 23 年 8 月には、「障害者基本法の一部を改正する法律」が一部を除いて施行され、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、障がいを理由とした差別の禁止などが明文化されています。

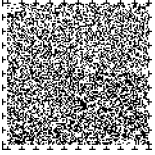
市では、障害者基本法の考え方を踏まえ、平成 19 年 3 月に平成 23 年度までを計画期間とする「ふじみ野市障害者基本計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、計画の推進を図ってきましたが、平成 23 年度で計画期間が終了することにより、新たに「ふじみ野市障がい者基本計画」を策定するものです。

なお、策定にあたり平成 19 年 3 月に策定した障害者基本計画における取り組み内容や成果結果の現状分析をするとともに、アンケート調査、障がい者関係団体とのヒアリングやパブリックコメントを実施するなど、障がいのある人ない人の意見を十分に反映することにより、障がい者が地域で育ち、学び、生活し、働き、活動できるための計画としました。

---

※「障害」の「害」の表記…本市では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、「ふじみ野市第二期障がい福祉計画」から障がい福祉に関する計画では法律用語を除いて「障がい」という表記をしています。





## (2) 障がい者施策をめぐる新たな動き

### ■ 障害者自立支援法施行令の改正 ■

障害者自立支援法の制定後、障がい者福祉制度に関しては、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしていますが、応能負担への第一歩として、平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障がい者等に対し、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとなりました。

### ■ 障害者自立支援法の改正 ■

平成22年12月に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）により、障害者自立支援法が改正され、平成23年10月から、グループホーム・ケアホームの利用助成（家賃助成）及び視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）が実施されています。また、平成24年4月施行分として、利用者負担の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれています。

### ■ 障害者虐待防止法の制定 ■

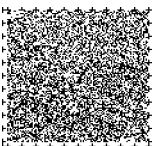
平成23年6月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され（平成24年10月1日施行）、障がい者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

### ■ 障害者基本法の改正 ■

平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、障がいとは心身の機能だけでなく、制度や慣習等の社会的障壁により、日常生活や社会生活に制限を受ける状態であることが明記され、障がい者が社会の一員として生活するためには、地域社会全体による就労や教育等をはじめとした多様な分野に障がい者が参加できるしくみの整備が不可欠であることが示されています。また、障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒がともに教育を受けられるような配慮等について、新たに明記されました。

### ■ 障がい者制度改革の状況 ■

障がい者制度改革については、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成22年6月には、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。この閣議決定により、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けての検討が行われており、「制度の谷間」のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築について、平成25年8月までの施行をめざすこととされています。



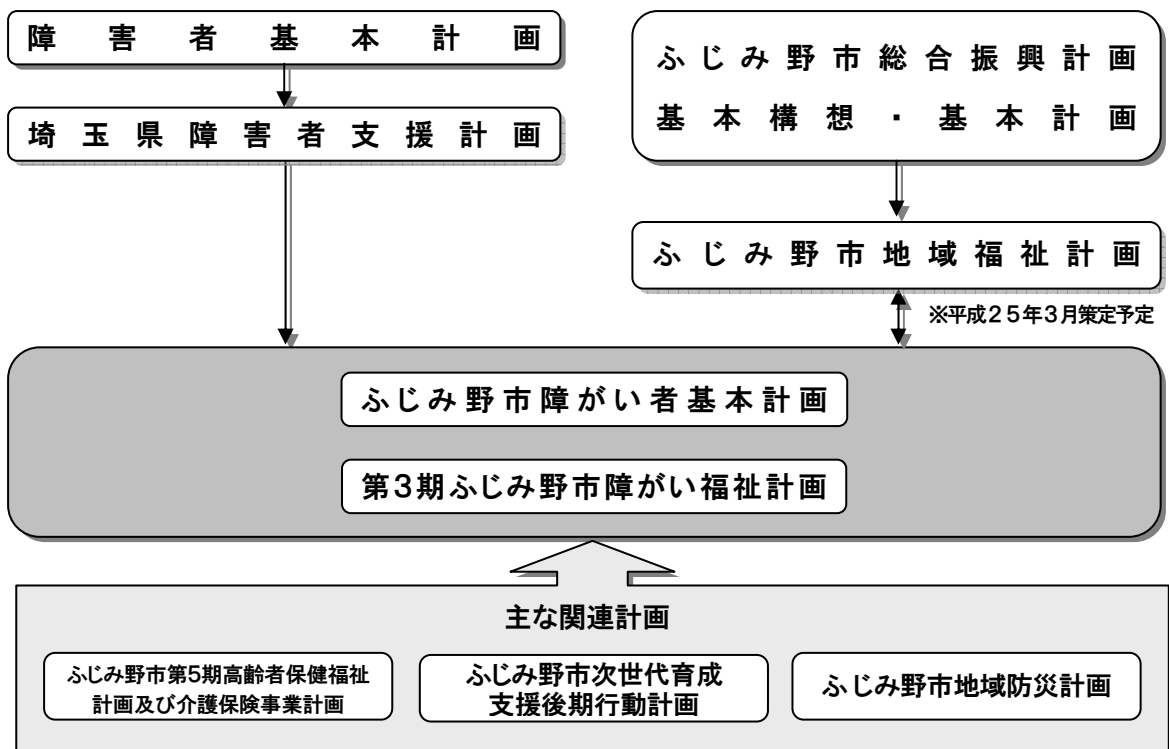
## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

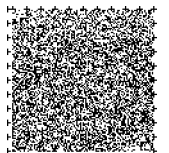
この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、施策全般にわたり、本市の障がい者のニーズや課題をまとめ、取り組むべき施策の方向性について定めており、基本計画としての性格を有しています。

また、この計画は、国の「障害者基本計画」、県の「埼玉県障害者支援計画」などの上位計画を踏まえるとともに、本市の「総合振興計画」及び他の関連計画との整合性を持って策定しました。

#### ■ 「ふじみ野市障がい者基本計画」の位置づけ ■



ふじみ野市PR大使『ふじみん』



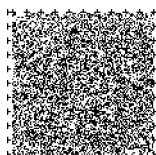
## (2) 計画の期間

この計画は平成 24 年度から平成 28 年度の5年間の計画とします。

なお、今後、国の動向に伴い、計画の根幹となる法律や制度などについて改正があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

### ■ 計画の期間 ■

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
国	障害者基本計画	平成 15 年度～平成 24 年度			→				
埼玉県	障害者支援計画	第 2 期			第 3 期			第 4 期	
ふじみ野市	総合振興計画	前期計画			後期計画				
ふじみ野市	地域福祉計画				平成 25 年度～平成 29 年度				
					※平成 25 年 3 月策定予定				
ふじみ野市	障がい者基本計画	平成 19 年度～平成 23 年度			平成 24 年度～平成 28 年度				
ふじみ野市	障がい福祉計画	第 2 期			第 3 期			第 4 期	



### 3 基本的な考え方

#### (1) 基本理念

障害者基本法には、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす旨が規定されています。

これを踏まえ、この計画では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもとに、障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりが地域の一員として尊重され、支え合い、ともに育ち、学び、生活し、働き、活動できる「共生社会」と障がいのある人が自立し、地域へ参加ができる社会の実現をめざします。

#### (2) 基本的視点

計画の基本理念を実現するために、「一人ひとりの尊重」「地域における支援体制の強化」「地域で支え合う福祉の推進」の3つの基本的視点を定めます。

##### 基本的視点1 ▶ 一人ひとりの尊重

地域生活において、一人ひとりのニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、個々の特性や状況、その家族の状況を的確に把握し、継続的かつ総合的な支援を行います。

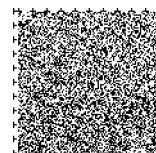
また、地域生活移行の促進や地域定着支援等の充実を図ります。

##### 基本的視点2 ▶ 地域における支援体制の強化

地域での生活に必要な障害福祉サービスの確保、移動支援やコミュニケーション支援などの地域生活支援事業の充実した展開を図ります。また、保健・医療、教育の分野とも連携した各種施策を推進し、発達障がいを含めた障がいのある人の地域生活の充実を図ります。

##### 基本的視点3 ▶ 地域で支え合う福祉の推進

地域における福祉の推進には、当事者や事業者、行政のみならず、NPOやボランティアなど様々な団体や組織、そして市民の参画が不可欠です。地域自立支援協議会を中心に、地域住民で活動する様々な団体や組織、一人ひとりの住民と協働した施策展開に取り組みます。



### (3) 基本目標

基本理念と基本的視点に基づき、次の6つの基本目標を定め、施策を推進します。

#### 基本目標1 理解と参加による福祉の推進

市民が障がいについての十分な理解と意識を持てるよう、啓発に努めます。また、自らが関わる施策に対して、その声を反映させることができるよう、当事者参画の体制づくりに努めます。

#### 基本目標2 継続的な保健・医療サービスの提供

だれもが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、障がいの早期発見・早期支援を進めるとともに、障がいの特性に応じた療育等の支援を受けるための継続的な保健・医療サービスの提供に努めます。

#### 基本目標3 地域での自立生活支援の充実

だれもが住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、一人ひとりの特性やニーズに応じた自立生活を支援するためのサービスの充実を図ります。また、多様化するニーズに対応するため、相談支援と情報提供のさらなる強化に努めます。

また、虐待防止や権利擁護に関して、適切な対応・支援を行うために、地域での関係機関の協力体制を整備するとともに、支援体制の強化を図ります。

#### 基本目標4 雇用と就労支援の充実

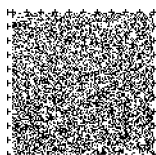
働く意欲のある人が可能な限り就労できるよう、雇用の拡大や就労支援の充実に取り組みます。

#### 基本目標5 とともに学びともに育つ地域づくり

一人ひとりの特性に応じた療育・教育の充実を図るとともに、スポーツやレクリエーション活動を通じて、障がいのある人もない人も、ともに学び、ともに育ちあえる地域づくりを進めます。

#### 基本目標6 安心と安全のまちづくり

住宅、生活環境、交通環境の整備など、まちのバリアフリーを推進するとともに、緊急時や災害時に備えた防災体制や防犯体制を整備します。

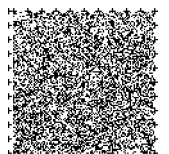
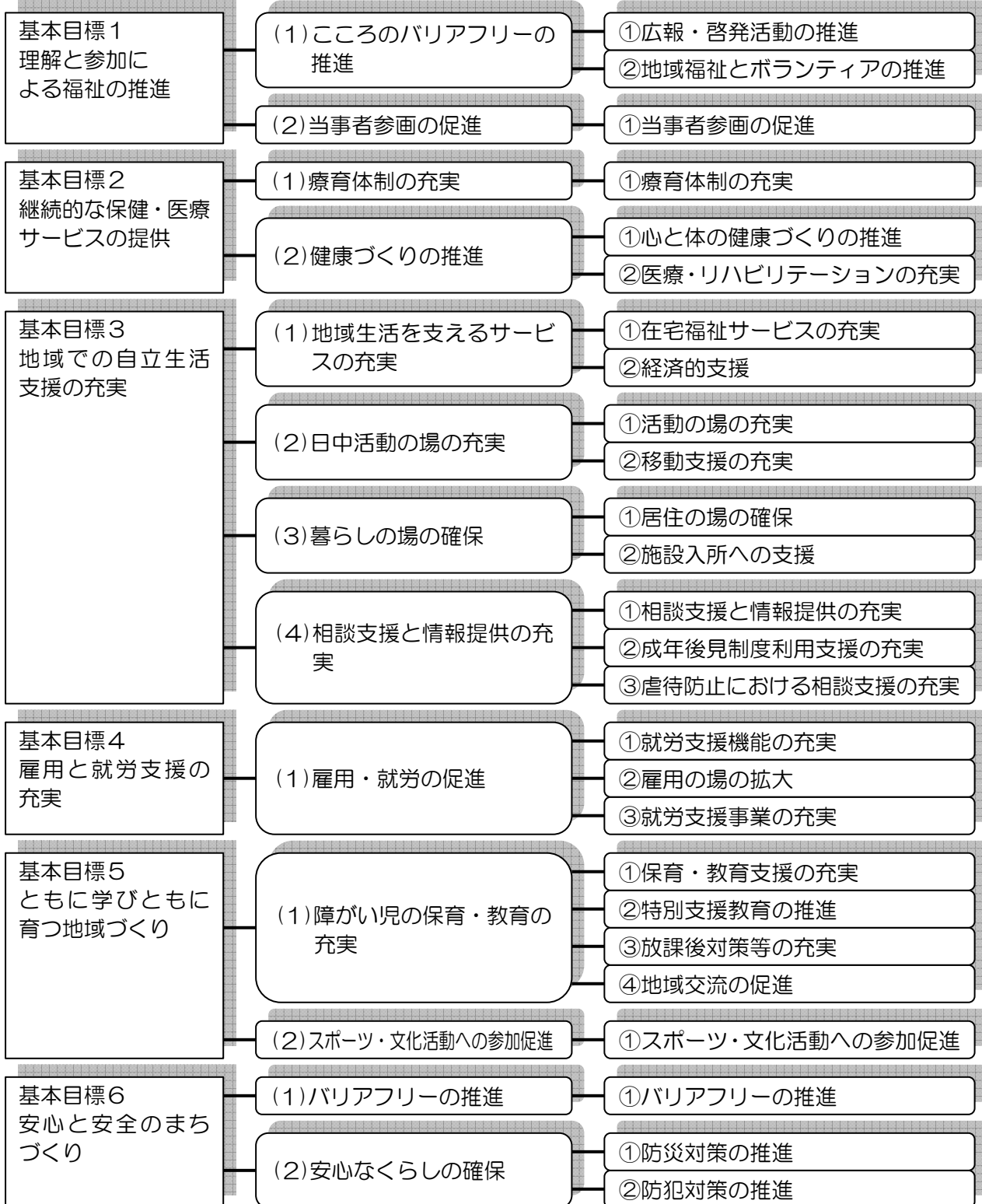


## 4 施策の体系

### <基本目標>

### <主要課題>

### <施策の方向>

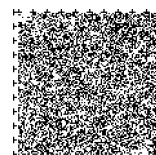






## 第2章 障がい者(児)の現状

---





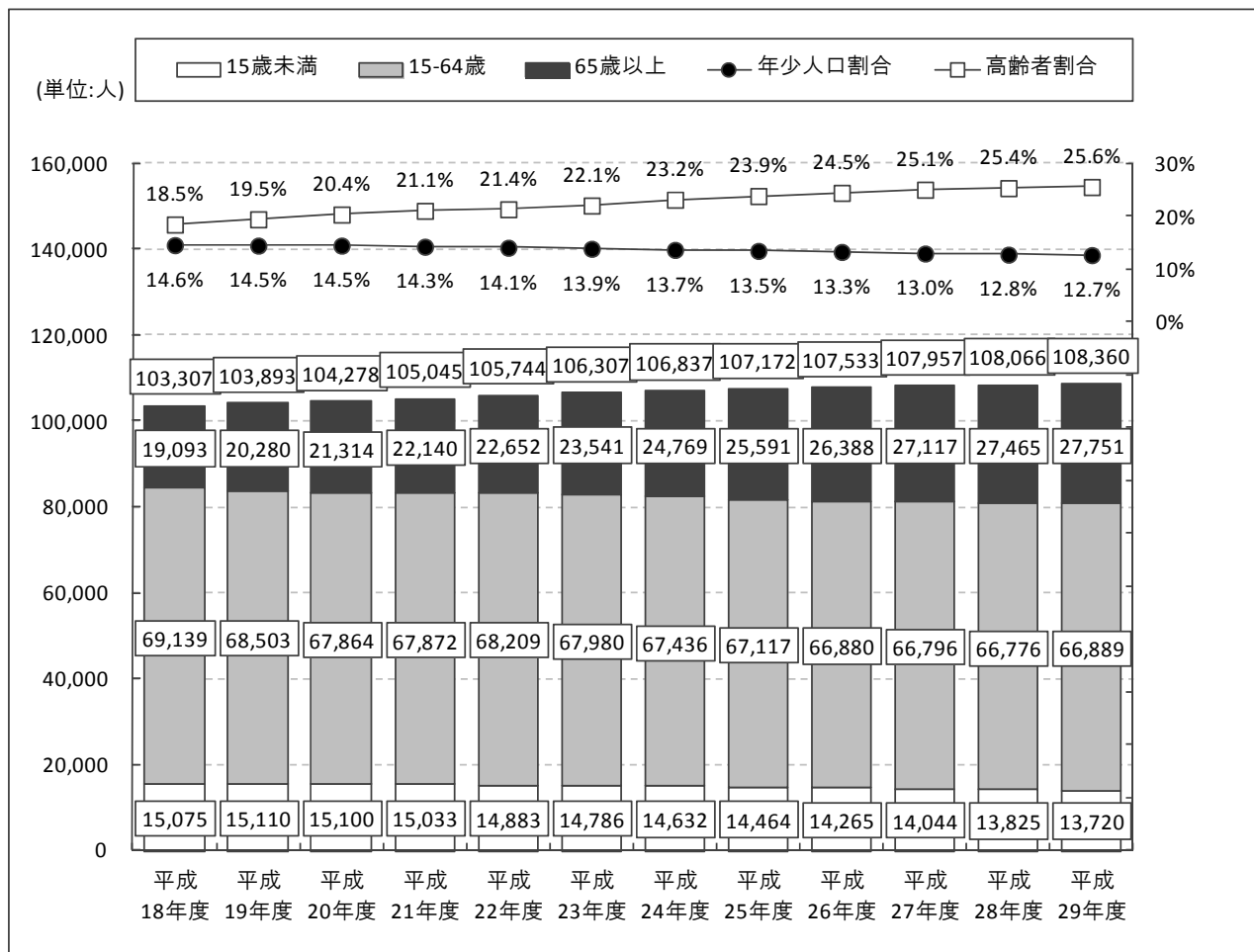
# 1 人口構造

## (1) 人口の推移と推計

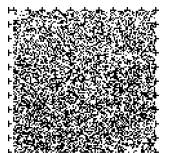
市の総人口の推移をみると、平成 22 年度は 105,744 人で、平成 18 年度と比べると 2,437 人増え、2.4%の増加となっています。年齢区別にみると、「15 歳未満」は 192 人減り、1.3%の減少、「15-64 歳」は 930 人減り、1.3%の減少、「65 歳以上」は 3,559 人増え、18.6%の増加となっています。高齢化率は 18.5%から 21.4%と 2.9%高くなっています。このことから、少子・高齢化が進行し、生産年齢人口（15～64 歳）が減少している状況がわかります。

平成 18 年度から平成 22 年度の人口実績を基に、コーホート変化率法（1 歳階級ごとの人口の変化率を用いて推計）を用いて人口推計を行ったところ、総人口は平成 29 年度に 108,360 人となり、平成 22 年度より 2,616 人増え、2.5%の増加が見込まれます。また、「15 歳未満」と「15-64 歳」ともに人口は減少し、一方で「65 歳以上」は増加が見込まれ、より一層の少子・高齢化が予測されます。高齢化率は 4.2%上昇し、25.6%になると推計されます。

■ 市の総人口の推移と推計 ■



(資料：住民基本台帳・各年度末)



## 2 障がい者(児)の現状

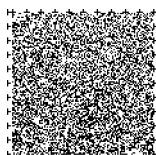
### (1) 障がい者(児)について

障がい者(児)とは、平成23年に改正された障害者基本法において、『身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。』とされています。なお、今回の改正において、法律の対象に発達障がいが含まれることが明記されました。

3種類の障がいに対しては手帳があり、それらを取得することによって、障がいの程度に応じて福祉サービスを受けることができます。障がいの認定については、医師の診断や専門家の審査・判定等により手帳の交付が決定されます。発達障がいに対しての手帳制度は、現在国の制度としてはありません。

#### ■ 手帳の種類 ■

身体障害者手帳	身体障害者手帳は、障がい程度(視覚障がい・聴覚障がい・平衡機能障がい・音声、言語機能障がい・そしゃく機能障がい・肢体不自由・心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器機能障がい・ぼうこう直腸機能障がい・小腸機能障がい・免疫機能障がい・肝臓機能障がい)に該当すると認定された人に対して交付されます。
療育手帳	生後から18歳未満の間に知的障がい(知能指数がおおむね75以下)により、日常生活に支障が生じている人に対して交付されます。申請は18歳以上でもできますが、18歳未満の時に知的障がいがあったことが確認できた場合のみとなります。 なお、埼玉県では「みどりの手帳」と呼ばれています。
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患がある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に対して交付されます。



## (2) 手帳所持者の推移

平成22年度の手帳所持者は、身体障害者手帳が2,998人、療育手帳が494人、精神障害者保健福祉手帳が354人となっており、年々増加していることがわかります。

また、総人口に占める手帳所持者の割合の推移についても上昇しています。

※手帳所持者数は埼玉県集計データです。

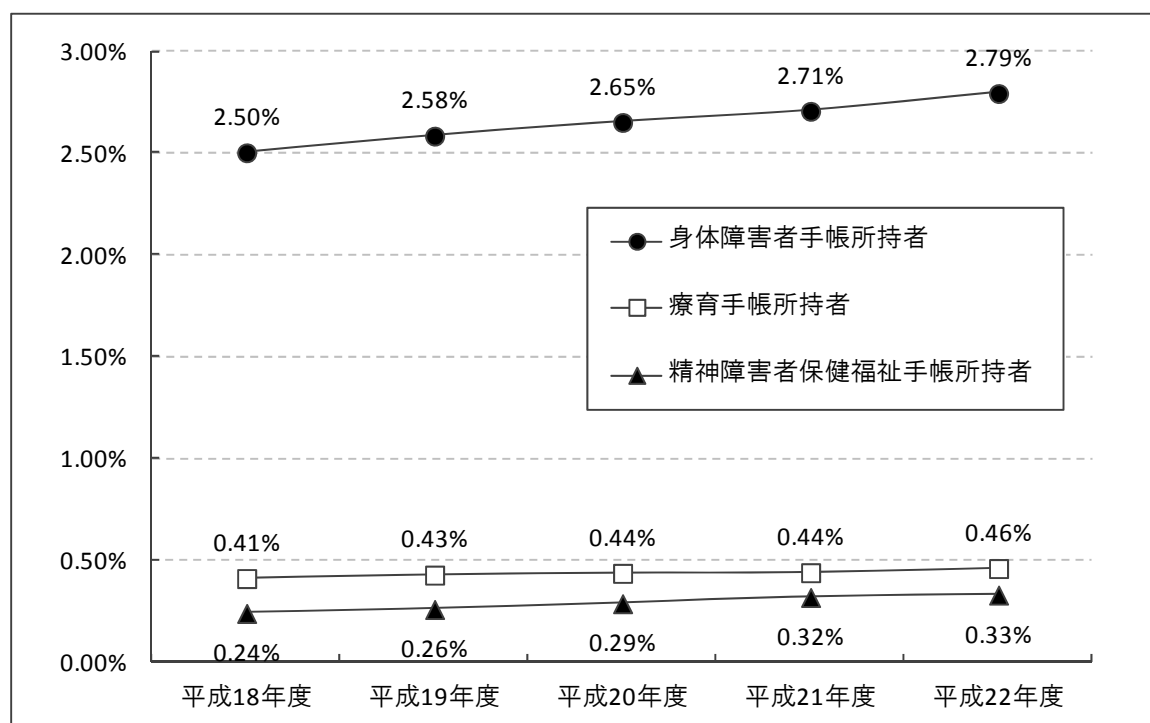
### ■ 市の手帳所持者数 ■

(単位人)

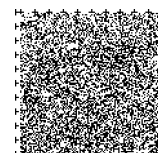
区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総人口(外国人登録者含む)	104,554	105,267	105,772	106,585	107,300
身体障害者手帳所持者	2,617	2,721	2,805	2,885	2,998
療育手帳所持者	430	451	462	469	494
精神障害者保健福祉手帳所持者	251	273	304	339	354

(各年度末)

### ■ 総人口に占める手帳所持者の割合の推移 ■



(各年度末)

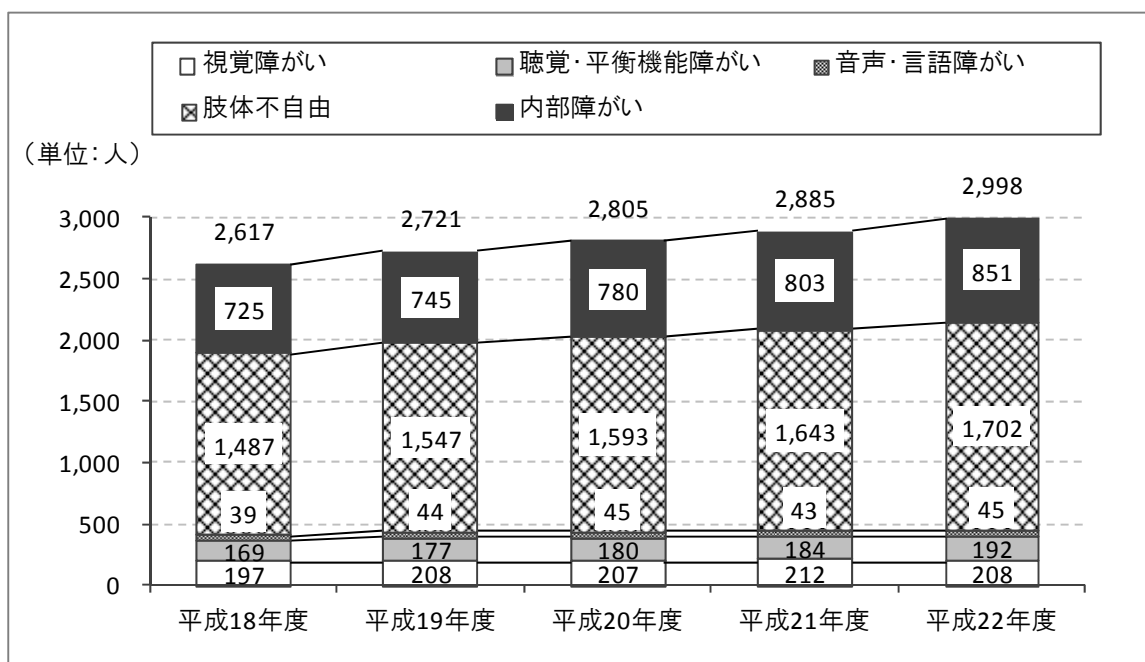


### ①身体障害者手帳所持者

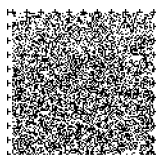
身体障害者手帳所持者の推移を障がい種類別で見ると、平成 22 年度では肢体不自由が最も多い 1,702 人、次いで内部障がい (851 人)、視覚障がい (208 人)、聴覚・平衡機能障がい (192 人)、音声・言語障がい (45 人) となっています。どの障がいにおいても、年々増加している状況です。

等級別では、1 級が 912 人で最も多く、次いで 4 級 (730 人)、3 級 (505 人)、2 級 (501 人)、5 級 (206 人)、6 級 144 人となっています。1～4 級においては年々増加傾向にあります。

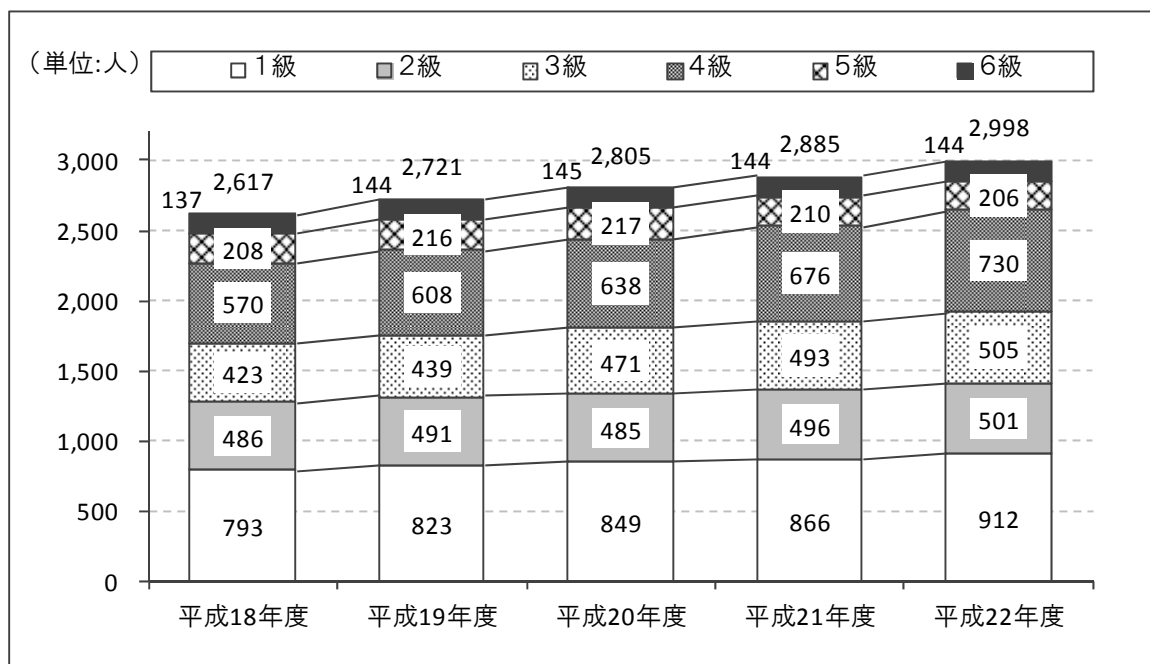
■ 身体障害者手帳所持者数(障がい種類別) ■



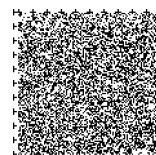
(各年度末)



■ 身体障害者手帳所持者数(障がい程度別) ■



(各年度末)

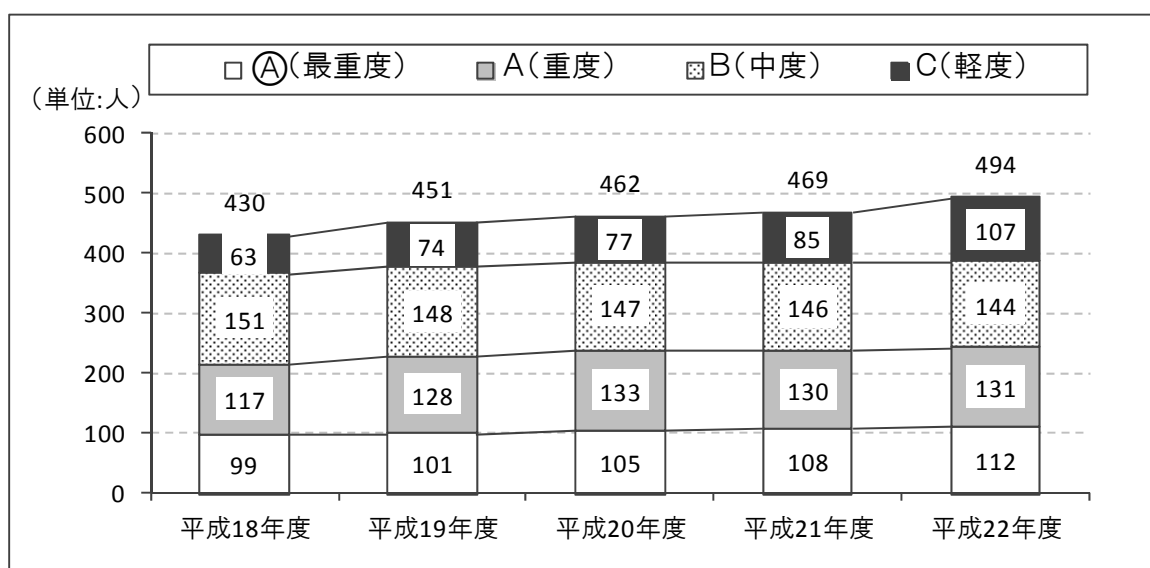


## ②療育手帳所持者

療育手帳所持者の推移を程度別で見ると、平成22年度ではB（中度）が最も多い144人、A（重度）が131人、㉠（最重度）が112人、C（軽度）が107人となっています。

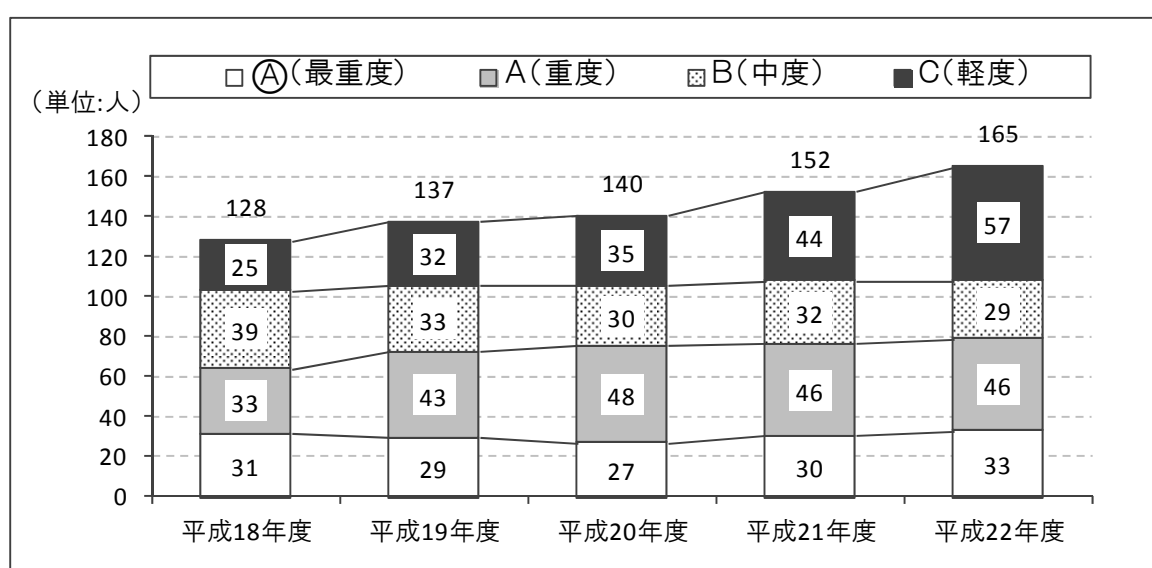
18歳未満の療育手帳所持者をみると、C（軽度）が最も多い57人、A（重度）が46人、㉠（最重度）が33人、B（中度）が29人となっています。C（軽度）については全体の半数以上が18歳未満となるのがわかります。

■ 療育手帳所持者数(障がい程度別) ■

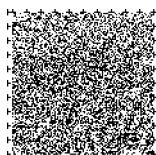


(各年度末)

■ 療育手帳所持者数(障がい程度別・18歳未満) ■



(各年度末)

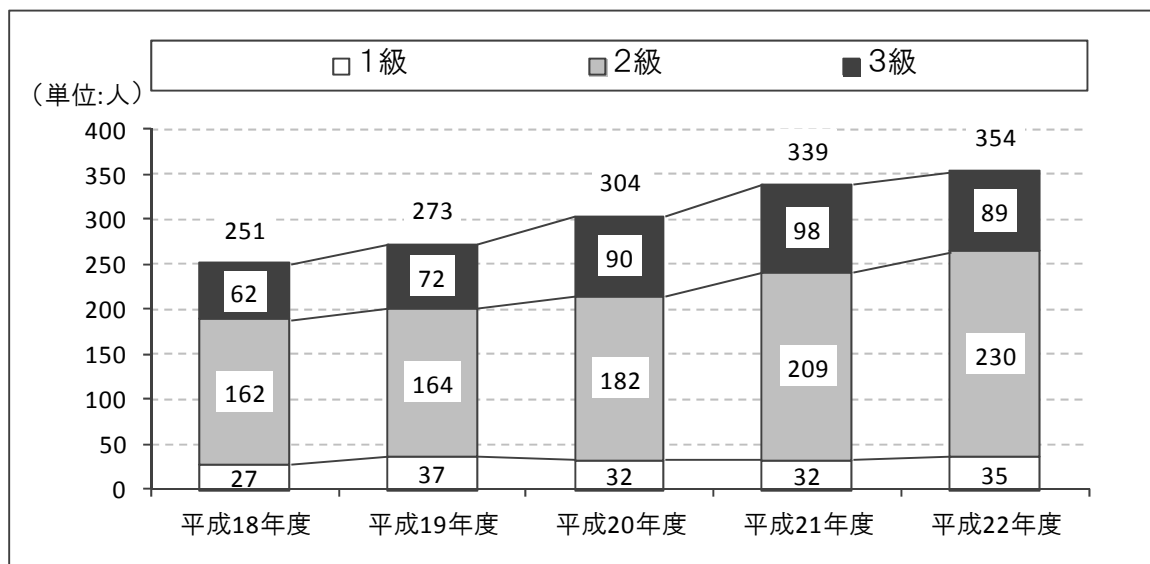




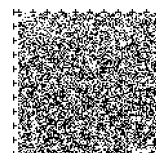
### ③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別の状況をみると、平成 22 年度では2級が最も多く 230 人となっています。次いで、3級（89人）、1級（35人）となっています。特に2級の所持者の伸びがここ数年で大きくなっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数(障がい程度別) ■



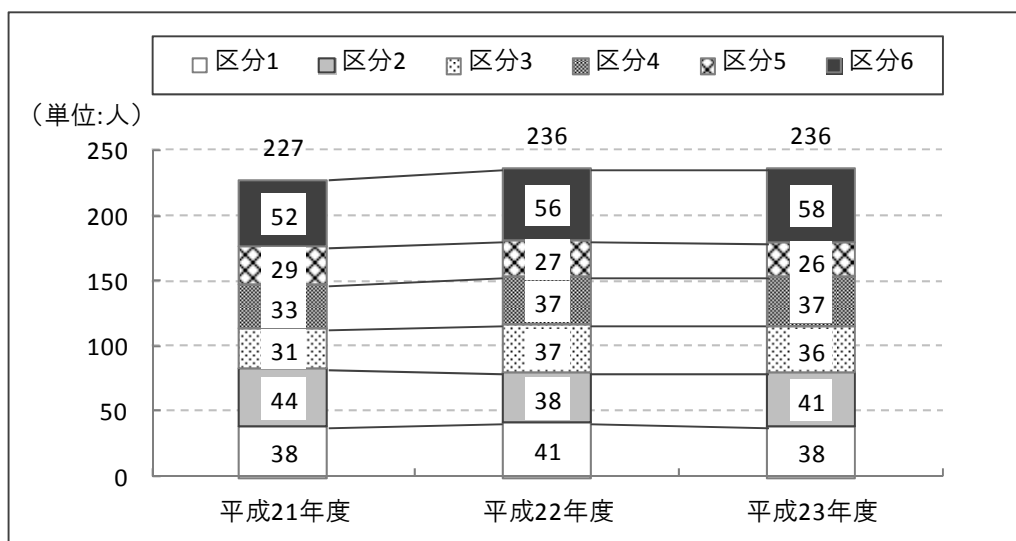
(各年度末)



### (3) 障害程度区分の推移

障害程度区分は、障がい者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態を総合的に示すものです。障害程度区分は、区分1から区分6になるほど、支援の必要性が高いものとなっており、本市においては、最も支援の必要性の高い区分6の認定者数が多くなっています。そのため、それぞれのサービス量の確保、提供体制の充実が求められます。

#### ■ 障害程度区分別認定者数 ■

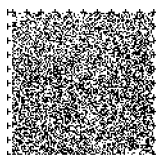


(平成21・22年度は年度末、平成23年度は9月末現在)

#### ■ 障害程度区分により利用できるサービス ■

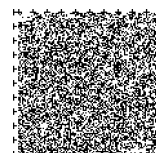
サービス	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
行動援護				○	○	○	○
重度障害者等包括支援							○
同行援護	△	△	○	○	○	○	○
生活介護			△	△	○	○	○
療養介護						○	○
短期入所		○	○	○	○	○	○
ケアホーム			○	○	○	○	○
グループホーム	○	○	○	○	○	○	○
施設入所支援				△	○	○	○
訓練等給付 (自立訓練・就労支援等)	○	○	○	○	○	○	○

※△は一部条件あり



## 第3章

# 施策の展開





## 主要課題（1）こころのバリアフリーの推進

## 【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、地域住民の障がいに対する理解を深め、お互いが相手のことを理解し、尊重することが自然であるノーマライゼーションの理念に基づいた「こころのバリアフリー」が不可欠です。

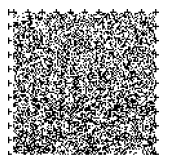
市では、障がいへの理解やノーマライゼーションの理念の普及と啓発、ボランティア活動への支援や交流活動の推進に努めてきましたが、依然として様々な障壁（バリア）が存在し、障がいのある人の生活や活動が制約されています。

アンケート調査結果では、特に、知的障がいのある人の半数以上、精神障がいのある人の半数近くが、障がいがあることが理由で何らかのいやな思いや経験をしたことがあると回答しています。

市民に対する意識調査における言葉の認知度では、「手話」、「盲導犬」といった言葉の認知度が9割を超えているのに対し、「ノーマライゼーション」は2割に届かない結果となっています。

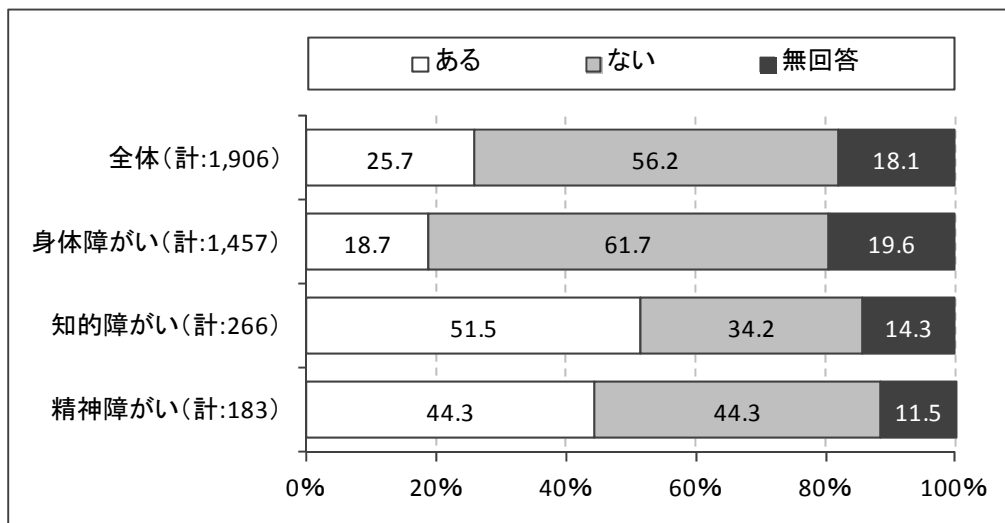
また、障がいのある人への援助では、身体障がい者への援助については「積極的に援助したい」と「困っていたら援助したい」を合わせて90.5%ですが、知的障がい者では72.2%、精神障がい者では61.8%となっています。さらに、「あまり関わりたくない」では、身体障がい者で2.2%、知的障がい者で9.7%、精神障がい者で19.4%となっており、障がいによって大きく差がある状態です。

今後も、障がいの有無に関わらず、だれもが安心して暮らせるまちをめざし、障がいのある人に対する理解・認識を深めるとともに、人権尊重の意識づくりを促進します。また、地域住民が「他人事」ではなく「自分の問題」として考え、それぞれの立場で協力して行動できるよう、こころのバリアフリーに向けた意識を醸成するための取り組みを推進します。

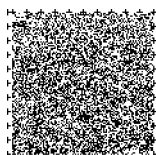
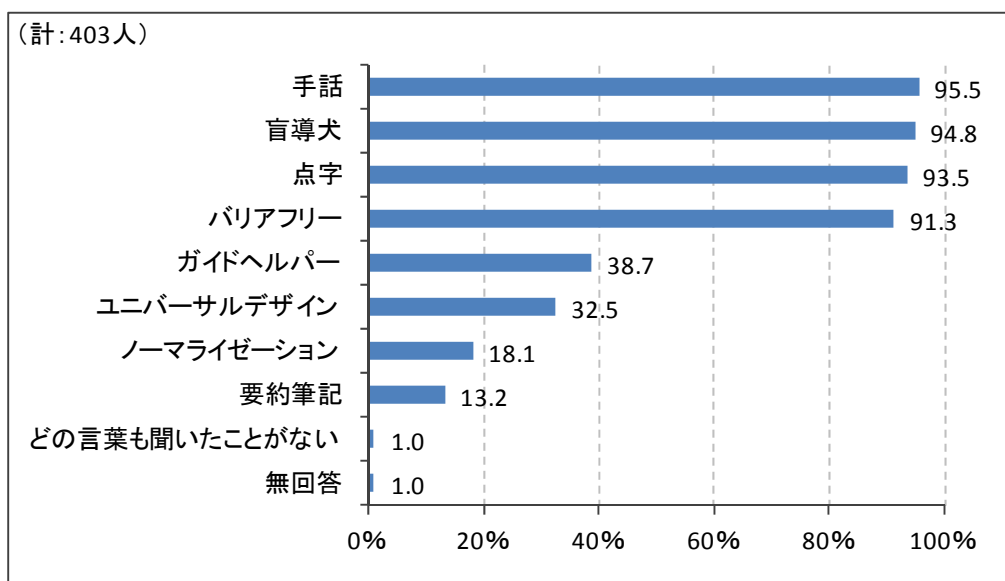


【アンケート調査結果】

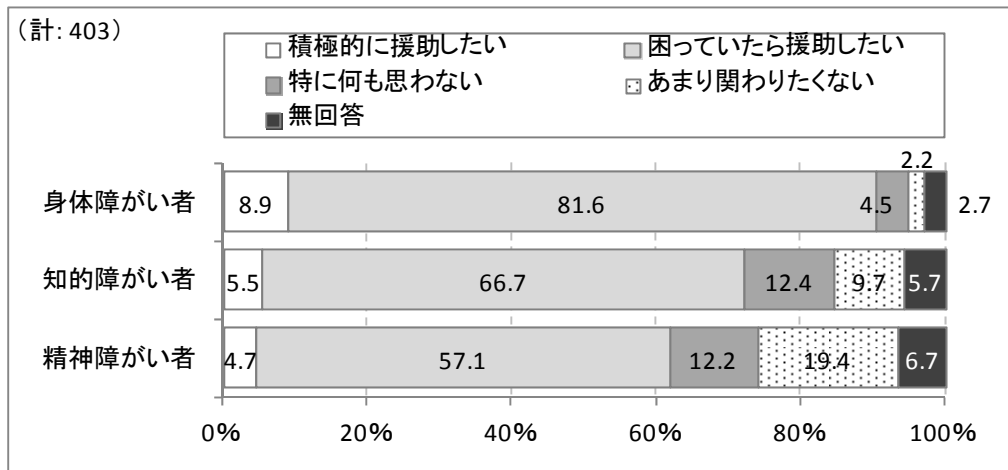
■ 障がいがあることが理由でいやな思いや経験をしたことがあるか ■



■ 言葉の認知度(市民) ■



## ■ 障がいのある人への援助(市民) ■



### 【団体ヒアリング結果】

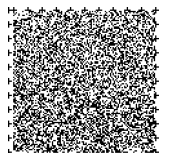
- ・ 発達障がいについての情報不足を感じる。市などで多くの情報提供をしていた  
だき、保護者が選択できるシステムづくりが必要である。
- ・ 精神疾患について周知を徹底すべきである。
- ・ 地域の人が視覚障がい者に対して理解していただく機会を設定して欲しい。
- ・ 視覚障がい者が迷っている時に「ちょっとした声かけ運動」を推進していただ  
きたい。

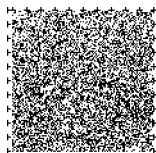
### 【施策の方向】

#### ① 広報・啓発活動の推進

具体的内容	担当所管
<b>【情報バリアフリーの推進】</b> 障がいのある人もない人も、市報や市ホームページ等で提供される情報 を支障なく利用できる環境を確保するため、各課連携により「ウェブアク セシビリティ方針」の策定を進め、ホームページ等における情報バリアフ リーを推進します。 【※ウェブアクセシビリティ方針＝高齢者や障がい者がホームページを利用しやす するためのガイドライン】	秘書広報課
<b>【広報・啓発活動の充実】</b> 市報をはじめ、ホームページなどを活用し最新情報を発信することによ り、地域で生活する障がいのある人や福祉活動に取り組む人々に情報提供 し、ノーマライゼーション意識の普及と障がい者理解の促進を図ります。	秘書広報課 障がい福祉課

※ 担当所管については、平成24年4月1日に行政組織が一部改正されることから、改正後の組織としました。



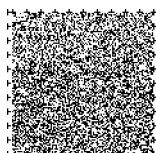


<p>【学習機会の充実】 障がいのある人に対する理解の促進、交流機会の提供など、公民館講座等の充実を図ります。</p>	大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館
<p>【ふれあい広場】 市民の間に広く関心と理解を深めるとともに、障がい者があらゆる分野の活動に参加することを促進するため「障害者週間」に「ふれあい広場」事業を実施します。 また、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら事業の充実を図ります。</p>	障がい福祉課
<p>【職員研修の充実】 障がいの特性を理解し、障がいのある人に対する適切な対応をより充実するために障がい者福祉関係の研修を定期的実施します。</p>	人事課 障がい福祉課
<p>【「声かけ運動」の推進】 障がいのある人が困っているときに、気軽に声をかける「声かけ運動」の推進に努めます。</p>	障がい福祉課

### 【施策の方向】

#### ②地域福祉とボランティアの推進

具体的内容	担当所管
<p>【地域での支援体制づくり】 民生委員・児童委員、ボランティア団体、町会、自治会、町内会及び障がい者団体など身近な人々の協力を得て、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活をしていくための活動の場や地域社会づくりを推進します。</p>	くらし安全課 福祉課
<p>【交流事業の充実】 公民館講座で、障がいのある人とボランティアスタッフなどがともに活動できる交流事業を推進します。</p>	大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館
<p>【イベントへの参加促進】 市が主催する様々なイベントについて周知を図り、多くの障がい者が気軽に参加できるよう推進します。また、各種イベントでの手話通訳や要約筆記等により、情報保障に努めます。</p>	障がい福祉課 イベント主催課
<p>【ボランティアの育成・支援】 障がい者が地域で生活できるように、地域リーダー、ボランティアの育成を促進するとともに、ボランティアに関する情報の提供に努めるなど、ボランティア活動を支援します。</p>	障がい福祉課 社会福祉協議会
<p>【福祉教育・ボランティア学習の推進】 障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒の相互理解を深めるため、福祉教育や交流教育の充実を図り、福祉施設での体験活動等を推進します。</p>	教育委員会学校教育課 社会福祉協議会
<p>【社会福祉協議会との連携強化】 障がい者が地域で自立した生活ができるように、障がい福祉を推進する上で中核的な役割を果たすふじみ野市社会福祉協議会との連携強化を図ります。</p>	障がい福祉課 社会福祉協議会





## 主要課題（2）当事者参画の促進

### 【現状と課題】

障がいのある人が、自分の生活している地域や自分自身に関わる施策に対し、参加や発言、交流の機会があることは、地域で自立した生活を営む点からも、施策を実施していくうえでも重要な要素です。

障がいのある人やその家族にとっては、当事者や家族の横のつながりを生むだけでなく、地域住民との交流や協働の機会となるなど、自立と社会参加を進めるうえで様々な役割を担っています。

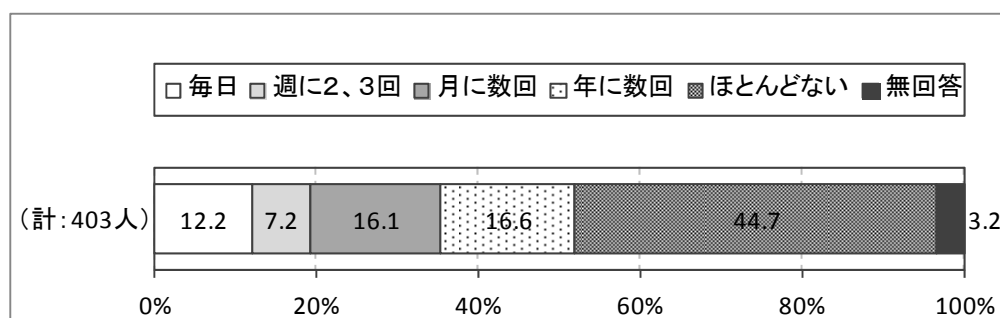
また、行政や事業者、地域住民にとっては、当事者の視点や抱えているニーズ等を直接聞き、話し合うことにより、障がいに対する理解や地域福祉に対する視点を得ることができる機会となります。

アンケート調査結果では、障がいのある人と接する機会について、「ほとんどない」が44.7%で最も多くなっており、次いで「年に数回」（16.6%）、「月に数回」（16.1%）となっています。

今後も引き続き障がいのある人のニーズの把握に努めるとともに、関係諸施策への参画の機会の拡大を図ります。また、参画の機会を拡大することにより、障がいのある人と地域住民、相互の交流の機会が増えるよう努めます。

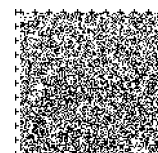
### 【アンケート調査結果】

#### ■ 障がいのある人と接する機会(市民) ■



### 【団体ヒアリング結果】

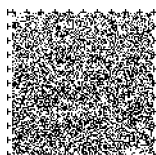
- ・ 障がい者団体との話し合いは大切なことであり、今後も多くの機会を設定して欲しい。



## 【施策の方向】

### ①当事者参画の促進

具体的内容	担当所管
<b>【障がい者団体等の活動への支援】</b> 障がい者の積極的な社会参加を推進するために各団体の育成を図るとともに、障がいのある人もない人も、ともにふれあえる活動の機会の提供に努めます。	障がい福祉課
<b>【団体間のネットワークづくり】</b> 各障がい者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを推進します。 そのために、活動の機会の提供などに努めます。	障がい福祉課
<b>【まちづくりへの参加促進】</b> 障がいのある人の意見や要望を聞くため懇談会を開催したり、各種の講演会などに障がいのある人の参加を促すなど、あらゆる機会を通じてまちづくりへの参加を促進します。	改革推進室
<b>【福祉施策検討への参加促進】</b> 各種施策の実施に際して障がいのある人やその家族の声を的確に反映するため、市と当事者、関連団体などが一緒になり意見交換ができる場の確保に努めます。	障がい福祉課



主要課題（1）療育体制の充実

【現状と課題】

障がいの早期発見と適切な療育は、子どもが将来、社会的に自立できるように支援していくためにとりわけ重要な役割を果たしており、親子を対象とした幅広い支援が必要です。

市では、乳幼児の成長段階にあわせた各種健診を行うとともに、乳幼児健診のフォロー体制として、保健師やケースワーカー等による育児相談や療育相談、グループ指導等を行っています。また、より専門的・継続的な支援が必要な乳幼児・児童については、各種専門機関の紹介を行っています。

今後も、障がいのある子どもや保護者に対して、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した療育体制、相談支援体制の充実に努めます。

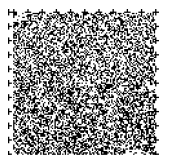
【団体ヒアリング結果】

- ・ 健診や相談時において、適切な情報を提供していただくとともに、アドバイスやコーディネートをしてほしい。
- ・ 発達障がいについての情報不足を感じる。市などで多くの情報提供をしていただき、保護者が選択できるシステムづくりが必要である。

【施策の方向】

①療育体制の充実

具体的内容	担当所管
<p>【母子保健の充実】</p> <p>疾病や障がいの早期発見、早期治療（療育）を目的に、妊婦期からの母子を対象とした妊産婦訪問、新生児訪問、乳幼児健診等を実施します。</p>	保健センター
<p>【フォローアップ体制の充実】</p> <p>乳幼児健診等のフォロー体制として、保健・福祉・医療の連携を強化し、専門的な相談や適切な専門機関の紹介を行います。</p>	保健センター
<p>【幼児グループ指導の充実】</p> <p>幼児グループ指導における職員の研修を充実するとともに、保健センターなど関連機関と連携し、相談・指導機能の充実に図ります。</p>	子育て支援課



## 主要課題（2）健康づくりの推進

### 【現状と課題】

健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、二次障がいの予防や疾病への対応など、乳幼児期から中高年齢にいたる各ライフステージに応じたきめ細かな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

市では、生活習慣病予防や健康管理を目的として保健センターにおいて各種健診事業を実施するとともに、身近な地域で生活習慣病などについて気軽に相談し、栄養指導や運動指導が受けられるよう、健康教育や健康相談を実施しています。

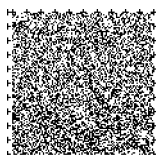
アンケート調査結果では、健康状態を維持するために必要な支援として、「医師の指導」が最も多くあげられています。特に精神障がい者においては、67.2%となっています。

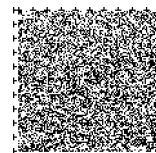
今後は、関係機関との連携のもとに、より体系的な保健医療体制を整備するとともに、運動や食事の指導、精神保健に対する啓発などにより、より多くの人々が自らの健康を維持・増進できるよう努めます。また、医療機関等への移動が困難な人やコミュニケーションに不安がある人のために、移手段の確保やコミュニケーション支援を強化し、だれもが安心して受診できる医療体制の確保に努めます。さらに、精神疾患を患う人が増加していることから、身体的ケアだけでなく、心のケアに適切に対応できる医療環境や相談支援体制の整備を図ります。

### ■ 自立支援医療・特定疾患医療給付実績 ■

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
精神通院医療給付者数	817 人	892 人	949 人
更生医療給付人数	30 人	40 人	49 人
育成医療給付人数	39 人	26 人	46 人
特定疾患医療給付受給者数	495 人	531 人	567 人
小児慢性特定疾患医療給付受給者数	84 人	84 人	84 人

(各年度末)





## 【アンケート調査結果】

### ■ 健康状態を維持するため必要な支援 ■（複数回答）

（単位：％）

区分	個別相談	専門家による訪問指導	健康に関する教室や講座の開催	医師の指導	運動施設の充実	その他	特になし	無回答
全体（計：1,906人）	13.9	11.4	7.9	50.9	17.3	4.0	22.3	9.8
身体障がい（計：1,457人）	10.8	11.3	8.5	50.7	14.6	3.6	22.4	11.1
知的障がい（計：266人）	22.9	9.8	6.4	40.6	28.9	3.0	26.7	6.4
精神障がい（計：183人）	25.1	14.2	5.5	67.2	21.3	9.3	14.8	3.8

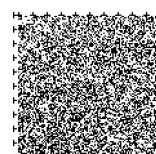
## 【団体ヒアリング結果】

- ・ 重度障がい者の治療（歯科治療など）の充実を図って欲しい。
- ・ 障がい者を1ヶ所で総合的に診てもらえる医療機関が欲しい。
- ・ 障がい者を快く受入れてくれる病院の確保をお願いしたい。
- ・ 市民のニーズに合った地域での連携を今後考えていく必要がある。

## 【施策の方向】

### ①心と体の健康づくりの推進

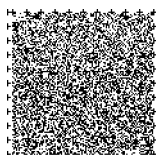
具体的内容	担当所管
<b>【健康づくりへの意識啓発】</b> 広報紙や各種講座を通して、健康づくりへの意識の高揚や啓発を促進します。 また、歯の健康フェアの周知の徹底を行います。	保健センター
<b>【各種相談事業の充実】</b> 生活習慣病の予防を中心に、生活習慣の改善に向けた健康管理を支援するとともに、相談事業の充実を図ります。	保健センター
<b>【健康教育の充実】</b> 病態についての正しい知識の普及や自ら疾病の予防に努められるよう、生活習慣病予防や病態別の健康教育を実施します。	保健センター
<b>【精神保健の啓発】</b> 地域住民の精神保健の維持・向上、精神障がいへの理解を深めるとともに発達障がいや高次脳機能障がいなどについても、埼玉県発達障害者支援センター、保健センター、子育て支援課、保健所などの関係機関と連携を図りながら、啓発活動に取り組みます。	障がい福祉課 子育て支援課



【施策の方向】

②医療・リハビリテーションの充実

具体的内容	担当所管
<p>【機能回復訓練自主活動への支援】</p> <p>機能回復訓練修了者が日常生活に必要な機能を維持するとともに、生活の質を高める機会を提供するため、引き続き機能回復訓練の場の提供を図ります。</p>	<p>保健センター</p>
<p>【救急医療体制の充実】</p> <p>医師会及び埼玉県等の関係機関と連携し、緊急時に速やかな対応が行われるよう、救急医療体制の充実を図ります。</p>	<p>保健センター</p>
<p>【医療費の助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援医療（更生医療） 医療やリハビリテーションなどの医療費に関する負担を軽減し、受診機会の充実を図るため、各種助成・公費負担を行います。</li> <li>・ 重度心身障害児（者）医療費助成 重度心身障がい児（者）に対して医療費の一部助成を行うことにより、生活の向上、福祉の増進を図ります。</li> <li>・ 身体障害児（者）診断料等補助事業 医療やリハビリテーションなどの医療費に関する負担を軽減するため、手帳交付に係る診断書料の公費負担を行います。</li> </ul>	<p>障がい福祉課</p> <p>医療福祉課</p> <p>障がい福祉課</p>



主要課題（1）地域生活を支えるサービスの充実

【現状と課題】

アンケート調査結果において、自宅や地域で生活するために必要なことでは、「生活するための十分な収入」が最も高い割合となっています。次いで「地域の主治医や医療機関」、「家族との同居」となっています。障害福祉サービスに関することでは、「緊急時に短期入所できる場所」や「掃除や洗濯など家事を頼める人」、「外出のときの支援サービス」などが高くなっています。

障がいのある人の地域での自立した在宅生活を支援するため、利用者の特性やニーズに対応した訪問系サービスや一時預かりサービスの充実に努めます。

また、障がいのある人の経済的自立と、その家庭の生活の安定を図るため、各種手当の支給や補助、貸付制度等を行っており、今後も国や県の制度変更を踏まえながら、適切な支援に努め、利用の促進を図ります。

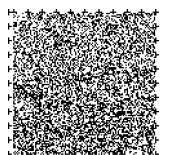
【アンケート調査結果】

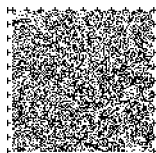
■ 自宅や地域で生活するために必要なこと(上位3つ) ■(複数回答)

区分	1位	2位	3位
全体(計：1,906人)	生活するための十分な収入 (36.5%)	地域の主治医や医療機関 (30.6%)	家族との同居(28.6%)
身体障がい(計：1,457人)	生活するための十分な収入 (34.7%)	地域の主治医や医療機関 (32.2%)	家族との同居(29.3%)
知的障がい(計：266人)	就労の場(35.3%)	生活するための十分な収入 (35.0%)	家族との同居(25.2%)
精神障がい(計：183人)	生活するための十分な収入 (53.6%)	地域の主治医や医療機関・ 就労の場(29.0%)	家族との同居(28.4%)

【団体ヒアリング結果】

- ・ 知的障がいのある人が加齢に伴い能力の低下が顕著に見受けられる。
- ・ 自宅での孤独が心配であり、ホームヘルパーの利用ができれば相談相手となるので重要である。

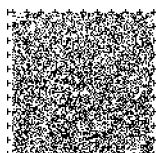




【施策の方向】

①在宅福祉サービスの充実

具体的内容	担当所管
【居宅介護】 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課
【重度訪問介護】 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障がい福祉課
【行動援護】 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。	障がい福祉課
【重度障害者等包括支援】 常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護を包括的に行います。	障がい福祉課
【同行援護】 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や食事・排せつ等の介護を支援します。	障がい福祉課
【日常生活用具給付等事業】 障がい者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。	障がい福祉課
【補装具費の給付】 国の基準に基づき、身体に障がいのある人に補装具費の給付を行います。	障がい福祉課
【配食サービス事業】 食事を作ることが困難な障がいのある人の生活を支援するため、配食サービスを実施します。	高齢福祉課
【紙おむつの給付】 常時おむつを必要とする障がいのある人の精神的、経済的負担を軽減するため、紙おむつ等を給付します。	障がい福祉課
【難病患者生活支援】 在宅の難病患者に対して、ホームヘルパーの派遣、ショートステイ、日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
【生活サポート事業】 障がいのある人やその家族の日常生活を支援するため、多様なサービス事業を提供している団体に対し助成を行い、民間の力を活用して気軽に利用できる外出介助、送迎サービス、一時預かりを行います。	障がい福祉課
【緊急時連絡システム事業】 一人暮らしの障がいのある人などに対して、基準により、緊急事態に対応するため消防署への緊急通報ができるシステム機器の貸与を行います。	高齢福祉課

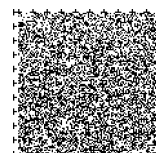


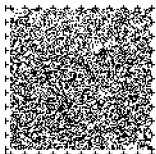


【施策の方向】

②経済的支援

具体的内容	担当所管
<p>【経済的支援の充実】</p> <p>障がいのある人の経済的自立と、その家庭の生活の安定を図るため、各種手当の支給や補助、貸付制度等を行っています。今後も国や県の制度変更を踏まえながら、適切な支援に努め、利用の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅重度心身障害者手当</li> <li>・ 特別障害者手当</li> <li>・ 障害児福祉手当</li> <li>・ 特定疾患見舞金</li> <li>・ 成年後見制度利用支援への助成</li> <li>・ 生活福祉資金貸付</li> <li>・ 埼玉県障害者福祉資金貸付</li> </ul>	<p>障がい福祉課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>埼玉県社会福祉協議会</p> <p>埼玉県社会福祉協議会</p>
<p>【公共料金等の減免及び税の控除・減免】</p> <p>公共料金の減免制度や交通機関の旅客運賃割引制度、税制上の優遇措置などについての情報提供を行います。</p>	<p>障がい福祉課</p>





## 主要課題（２）日中活動の場の充実

### 【現状と課題】

障害者自立支援法にもとづき、市内の障がい者施設が新たな体系に再編成され、移行が行われてきました。

平成 20 年度に「かみふくおか作業所」が就労継続支援 B 型施設へ、「おおい作業所」が生活介護・就労継続支援 B 型施設へ、平成 22 年に「大井デイケアセンター」が生活介護施設、「協働舎レタス」が地域活動支援センターへと移行しました。また、平成 23 年には、新たに「障害者自立支援センターたんぼぼ」（就労移行・生活介護・就労継続支援 B 型）が開設されました。

平成 24 年度からは、喫茶「おおい」が障害者自立支援法に基づく就労継続支援 B 型の就労訓練の場となります。また、「ふれあい上福岡地域支援センター」、「身体障害者デイサービス事業」及び「大井デイケアセンター」を統合し、新たな生活介護施設への移行が予定されています。

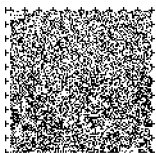
アンケート調査結果において、日ごろの主な活動では、全体で見ると「何もしていない」が 3 割以上で最も多くなっています。次いで「仕事」や「趣味や地域活動」、「家事・育児・介護」が比較的多くなっています。何もしていない理由では「定期的な通院」、「活動の場がない」が多くなっており、特に知的障がい、精神障がいのある人では「活動の場がない」がそれぞれ 25.0%、23.9% となっています。今後、様々な日中活動の場において、質・量ともに十分に提供できる環境整備に努めるとともに、日中活動や日中の居場所の拡大を図ります。

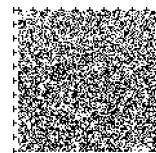
※就労継続支援 B 型施設…一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ばないのが B 型施設です。

※地域活動支援センター…障がいのある人が創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等を行なう障がい者通所施設です。

※就労移行…一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※生活介護…常時介護を必要とする障がい者で、主に昼間に障がい者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。





## 【アンケート調査結果】

### ■ 日ごろの主な活動 ■

(単位：%)

区分	通園・通学	仕事	通所	趣味や地域活動	家事・育児・介護	その他	何もしていない	無回答
全体(計：1,906人)	5.6	15.6	9.7	12.4	11.5	7.5	32.0	5.7
身体障がい(計：1,457人)	1.2	14.5	7.4	14.3	13.4	7.5	35.1	6.7
知的障がい(計：266人)	33.1	22.9	19.9	3.0	1.9	6.4	10.5	2.3
精神障がい(計：183人)	0.5	14.2	13.1	10.9	10.9	9.3	38.8	2.2

### ■ 何もしていない理由 ■

(単位：%)

区分	未就学	定期的な通院	入院している	活動の場がない	その他	無回答
全体(計：610人)	1.0	36.2	9.3	14.6	34.1	4.8
身体障がい(計：511人)	1.2	37.4	9.0	12.7	34.4	5.3
知的障がい(計：28人)	0.0	10.7	7.1	25.0	57.1	0.0
精神障がい(計：71人)	0.0	38.0	12.7	23.9	22.5	2.8

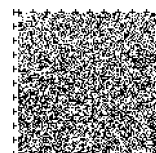
## 【団体ヒアリング結果】

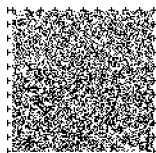
- ・ ショートステイ施設の確保を図って欲しい。
- ・ 喫茶「歩歩」、喫茶「おおい」で短期間の就労訓練ができるようにして欲しい。
- ・ 精神障がい者の増加に伴い、訪問による支援、地域活動支援センターなどの社会活動の場を確保して欲しい。

## 【施策の方向】

### ①活動の場の充実

具体的内容	担当所管
<b>【生活介護】</b> 常時介護を必要とする障がい者で、主に昼間に障がい者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障がい福祉課
<b>【療養介護】</b> 医療を必要とし、かつ常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の基での介護、日常生活上の世話等を提供します。	障がい福祉課



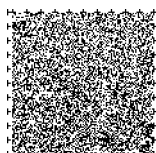


<p><b>【障がい児通所支援】</b> 障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供する児童発達支援事業を実施します。 また、学齢期の児童・生徒の放課後や長期休業中の居場所を確保し、生活能力向上のための訓練を行う放課後等デイサービス事業の実施をめざします。</p>	障がい福祉課
<p><b>【ショートステイ】</b> 居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障がい者を支援施設等へ短期入所させ、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。</p>	障がい福祉課
<p><b>【自立訓練（機能訓練）】</b> 身体に障がいのある人を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。</p>	障がい福祉課
<p><b>【自立訓練（生活訓練）】</b> 知的障がい・精神障がいのある人を対象に食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。</p>	障がい福祉課
<p><b>【喫茶室等の運営支援】</b> 喫茶「歩歩」、喫茶「おおい」については、障がい者の就労訓練の場等として貴重な社会資源であり、継続的な支援を図ります。</p>	障がい福祉課
<p><b>【地域活動支援センター】</b> 地域の特性や障がい者の状況に応じた創作活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センター事業所へ安定的な運営を図るための支援を行います。</p>	障がい福祉課

**【施策の方向】**

**②移動支援の充実**

具体的内容	担当所管
<p><b>【移動支援事業】</b> 社会参加のため必要不可欠な外出を容易にするため、ガイドヘルパーの派遣などにより外出時の移動を支援します。</p>	障がい福祉課
<p><b>【移動手段に関わる経費の助成】</b> 福祉タクシーの利用や自動車の利用等に関する各種助成を行います。 ・福祉タクシー利用料金助成 ・自動車運転免許取得費助成 ・自動車改造費助成</p>	障がい福祉課
<p><b>【車いすの貸与】</b> 一時的に車いすが必要な時に貸与します。</p>	高齢福祉課
<p><b>【公共交通機関の整備促進】</b> 障がいのある人の社会参加を促し、活力ある社会を構築するため、市内循環バスの有効活用をはかり交通手段を確保するとともに、民間バス事業者との役割分担、他市町との広域による事業の展開も検討します。 また、路線バスにおけるノンステップバスの積極的な導入を働きかけていくとともに、必要に応じて市内循環バスのルートの見直しなどを検討します。</p>	改革推進室 道路課



### 主要課題（3）暮らしの場の確保

#### 【現状と課題】

アンケート調査結果において、現在の暮らしの場では、「在宅」が圧倒的に多くなっています。また、将来希望する暮らし方でも、「地域（家族と同居）」が最も多くなっています。知的障がいのある人では、「障がい者施設」や「グループホーム・ケアホーム」、精神障がいのある人では、「地域（ひとり暮らし）」の割合がやや高くなっています。

施設入所者で、施設に入所することになった理由では、「心身機能の低下が進んだため」(47.4%)、「介助者が高齢になり、在宅での生活ができなくなったため」(33.7%)などが多くなっています。

障がいのある人の地域生活を促進するため、住宅のバリアフリー化やグループホームの整備などの生活の場を保障するとともに、地域で暮らす場を確保することが重要です。

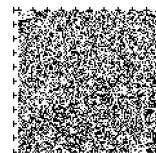
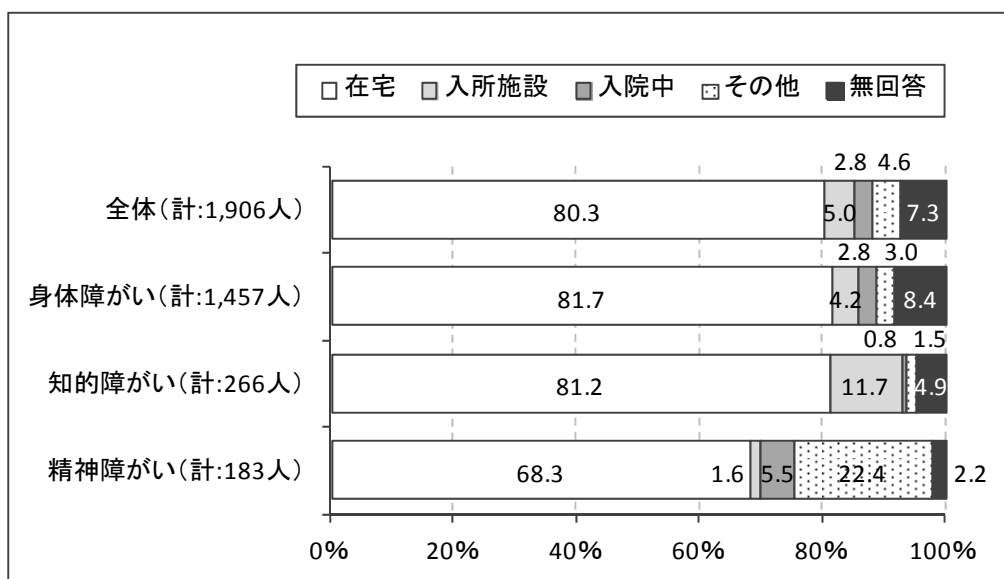
また、障がいの重度化や高齢化により、適切なケアを受けられる居住の場や、入所施設から地域生活への移行や精神障がい者の退院促進及び自立生活支援等を進めるための生活の場を確保していくことも必要です。さらに、介助者や家族の状況を把握し、可能な限り地域で暮らせるための支援体制や環境整備も重要になってきます。

障がいのある人が、安心して地域で暮らせるよう、個々の特性やニーズを考慮した仕様・設備による住宅への改修に対する支援制度の普及とともに、バリアフリー化に関する情報の提供や相談支援事業の充実に努めます。

※グループホーム・ケアホーム…P35「①居住の場の確保」参照。

#### 【アンケート調査結果】

##### ■ 現在の暮らしの場 ■

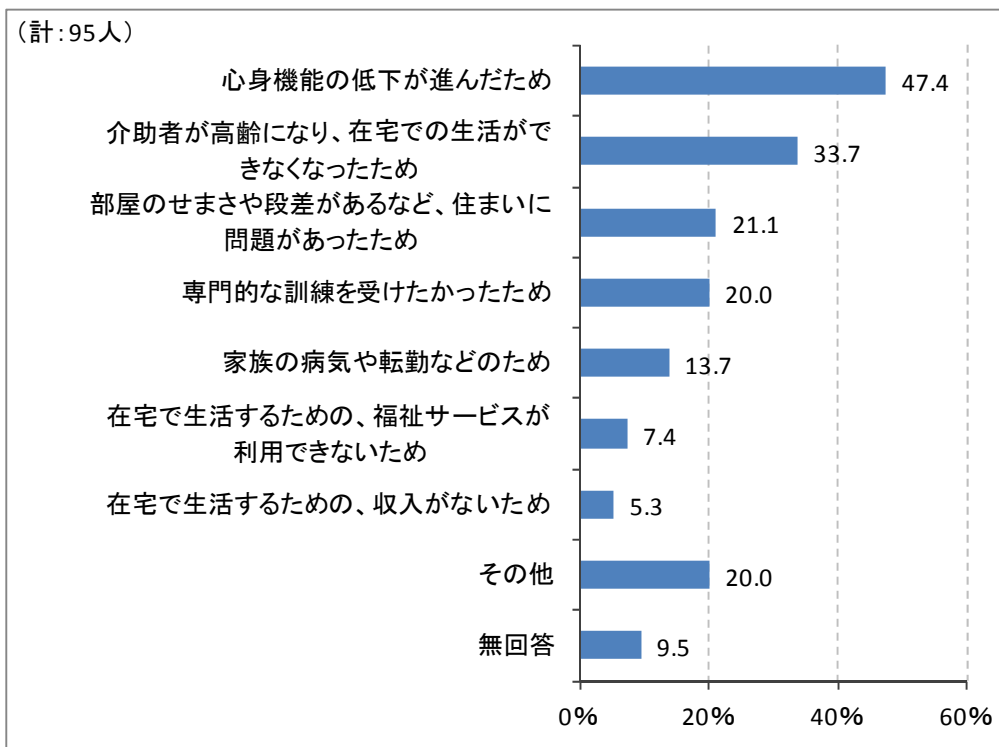


## ■ 将来希望する暮らし方 ■

(単位：%)

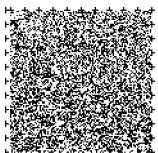
区分	地域 (家族と 同居)	地域 (ひとり 暮らし)	障がい者 施設	老人福祉 施設	病院	グループ ホーム・ ケア ホーム	その他	わから ない	無回答
全 体(計：1,906人)	55.8	8.9	3.8	4.4	2.2	3.3	2.7	14.5	4.5
身体障がい(計：1,457人)	60.0	7.8	1.7	4.9	2.2	1.7	3.0	13.9	4.9
知的障がい(計：266人)	41.4	6.0	16.2	1.5	0.4	12.4	1.5	16.9	3.8
精神障がい(計：183人)	43.2	22.4	2.7	4.4	4.4	2.2	2.2	16.4	2.2

## ■ 施設に入所することになった理由 ■(複数回答)



### 【団体ヒアリング結果】

- ・ 保護者の高齢化により、グループホームの施設が必要となる。
- ・ グループホーム設置の検討を期待する。
- ・ 将来を見すえた支援体制づくりとして、家族の高齢化により、居宅でのサービスの充実を図って欲しい。



【施策の方向】

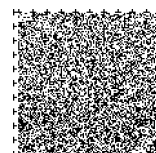
①居住の場の確保

具体的内容	担当所管
<p>【ケアホーム（共同生活介護）】</p> <p>主に夜間に共同生活を営む住居で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。</p>	障がい福祉課
<p>【グループホーム（共同生活援助）】</p> <p>地域において、共同生活を営むのに支障のない障がい者に、主に夜間における共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援護を行います。</p>	障がい福祉課
<p>【生活ホーム】</p> <p>独立した生活を求めている身体障がい者及び知的障がい者に対し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行います。</p>	障がい福祉課
<p>【グループホーム等の設置検討】</p> <p>介護者の高齢化等への対応として、障がいのある人の生活の場の確保に向け、グループホームなどの利用希望者へ施設を確保するために、設置意向を持つ事業者に対し、情報提供や可能な支援策を検討します。</p>	障がい福祉課
<p>【住宅改修等の助成促進】</p> <p>日常生活における利便を図るため、居室、浴室、トイレ等の住宅改修費の一部を助成・貸付する制度について、利用促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度身体障害者居宅改善整備費補助</li> <li>・心身障害者等日常生活用具給付等</li> </ul>	障がい福祉課

【施策の方向】

②施設入所への支援

具体的内容	担当所管
<p>【施設入所支援】</p> <p>生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。</p>	障がい福祉課
<p>【施設の確保】</p> <p>障がいのある人の様々なニーズに的確に responding していくため、地域自立支援協議会で検討し、施設間のネットワークを構築して機能の強化を図るとともに、必要な社会資源について市が主体となり民間の協力のもとに障がい者施設の整備に努めます。</p>	障がい福祉課



## 主要課題（４）相談支援と情報提供の充実

### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立して生活し続けるためには、日常生活に関わる様々なことを気軽に相談でき、必要な情報を提供される場が重要であり、障害者自立支援法においても地域の相談体制づくりが地域生活のために必要不可欠なものとして位置づけられています。

アンケート調査結果によると、「住みよい地域にするために必要なこと」の第1位に「市からの情報提供の充実」があがっており、「相談体制の充実」は第3位にあがっています。

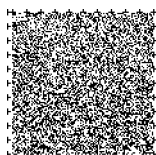
福祉に関する情報については、全体で見ると「満足している」と「どちらかといえば満足」を合わせると48.4%、「どちらかといえば不満」と「不満である」を合わせると38.8%となっており、「満足している」が「どちらかといえば満足している」がやや高くなっています。しかし、知的障がいのある人では、「どちらかといえば不満」と「不満である」を合わせると51.9%となっており、18歳未満では71.0%を占めています。

市の相談支援については、全体的に「満足している」、「どちらかといえば満足している」の割合が高くなっています。特に精神障がいのある人では、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせると68.4%となっています。

市では、さらに「障害者相談支援センター」を中心に様々な相談機関・窓口が連携しながら相談支援体制と情報提供体制の充実に努めます。

また、コミュニケーション支援事業として平成19年7月から専任手話通訳者を配置し、聴覚及び音声又は言語機能障がい者に対し情報保障として市役所窓口での通訳や手話通訳者等の派遣事業を実施しています。

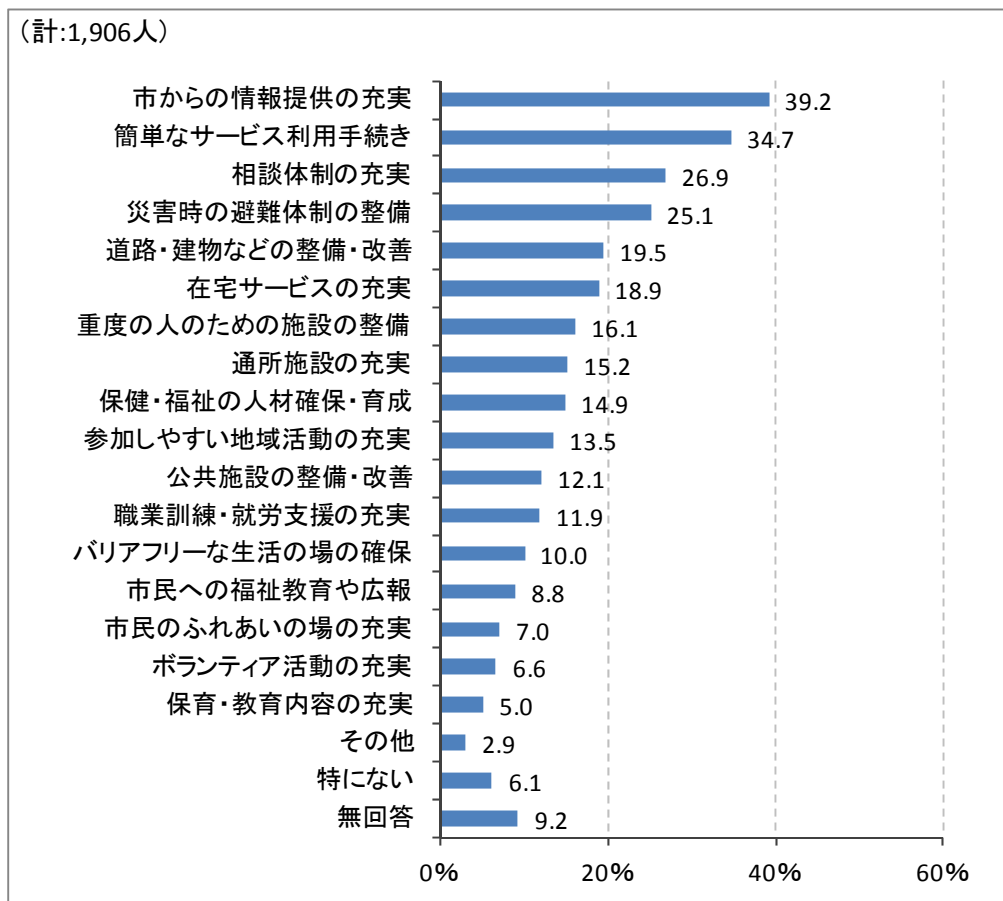
さらに、成年後見制度の利用や虐待防止における相談においても支援の充実に努めます。



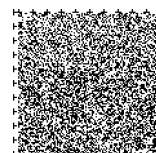
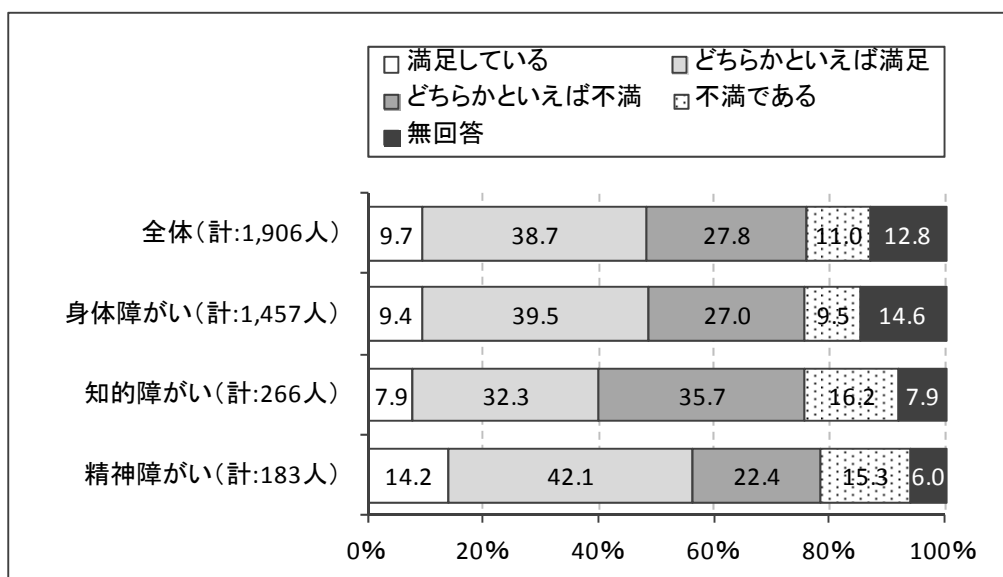


【アンケート調査結果】

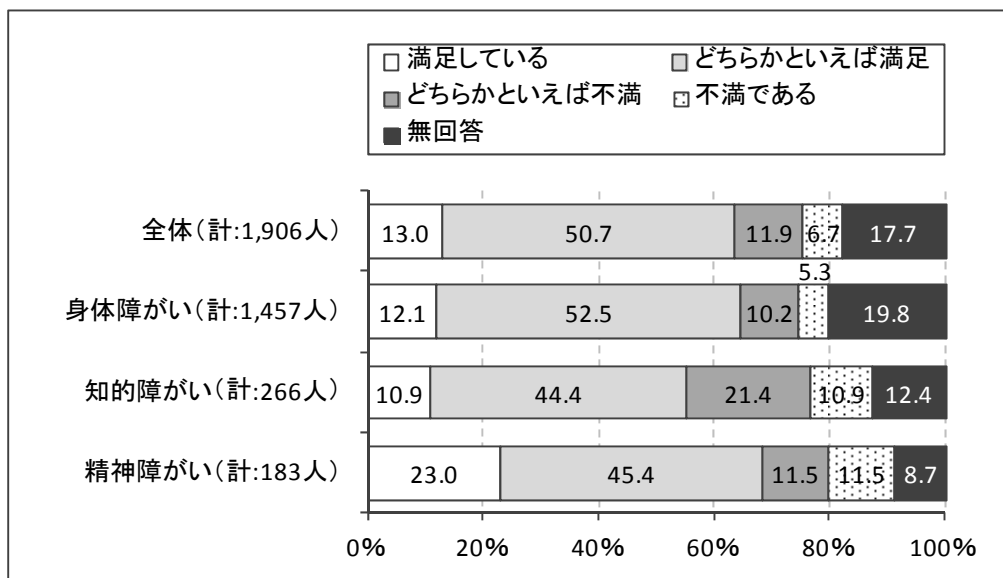
■ 住みよい地域にするために必要なこと ■(複数回答)



■ 福祉に関する情報について ■



## ■ 市の相談支援について ■



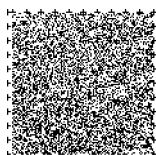
### 【団体ヒアリング結果】

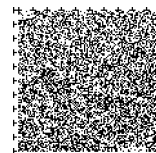
- ・ 障害福祉サービスについて、気楽に相談できる場が欲しい。
- ・ 精神障がい者が自宅での孤独が心配であり、相談相手となる支援が必要です。
- ・ 地域での自立生活において、成年後見制度の充実を図って欲しい。

### 【施策の方向】

#### ①相談支援と情報提供の充実

具体的内容	担当所管
<b>【相談支援事業】</b> 障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。また、サービス利用計画の作成や地域生活移行の促進、地域定着支援の充実を図ります。	障がい福祉課
<b>【障害者相談支援センターの充実】</b> 障がいのある人の様々な相談にきめ細かな対応ができるよう、関連機関との連携により相談支援の充実に努めます。 また、地域の障がい者相談支援の核として、機能の充実と職員の資質向上に努めます。	障がい福祉課
<b>【各相談窓口の充実】</b> 各相談窓口において、障がいの特性に応じた適切な対応をめざし、職員研修を実施し資質の向上に努めるとともに、関連機関の窓口相互の連携を強化します。	人事課 障がい福祉課 子育て支援課 地域福祉課





<p><b>【訪問相談の充実】</b> 来所が困難な障がいのある人に対し、障害者相談支援センターの支援員による巡回訪問相談などの実施により、相談支援機能の充実に努めます。</p>	障がい福祉課
<p><b>【相談機関のネットワークの構築】</b> 地域自立支援協議会において、保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス提供事業者やNPO等との相談支援のネットワークを構築し、緊密な連携を図り専門的な支援体制を構築します。</p>	障がい福祉課 子育て支援課 保健センター 教育委員会学校教育課
<p><b>【コミュニケーション支援事業】</b> 聴覚、言語機能、音声機能などの障がいがある人に対し、情報保障を図るために、市登録手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業を推進し、意思疎通の円滑化を図ります。なお、休日夜間等においても緊急時の対応に努めます。また、養成研修を実施し、新たな人材確保にも努めます。</p>	障がい福祉課
<p><b>【情報提供の充実】</b> 各種障害福祉サービスの利用方法などを紹介したガイドブックの配布をはじめ、広報紙・市のホームページ、録音テープ及び音声コードを作成した文書など様々な手段を通じて情報を提供します。</p>	障がい福祉課
<p><b>【図書館サービスの充実】</b> 障がいのある人が図書館を利用しやすいように、障がいの状況に応じて対面朗読の実施や録音図書、点字図書、字幕入DVD、その他の障がい用資料（マルチメディアデジター等）の郵送を含めた貸出しや活字文書読上げ装置の提供を行います。 ※マルチメディアデジター：音声とテキスト文書、画像がリンクして出力されるという世界共通の新しいメディアフォーマット形式です。</p>	上福岡図書館 大井図書館

**【施策の方向】**

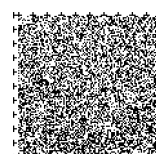
②成年後見制度利用支援の充実

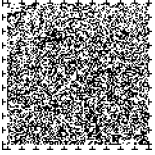
具体的内容	担当所管
<p><b>【成年後見制度利用支援の充実】</b> 判断能力が不十分な障がい者に対し、成年後見制度利用にあたり、「申立」に関する助成や相談支援を行うことにより、障がい者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備を図ります。</p>	障がい福祉課

**【施策の方向】**

③虐待防止における相談支援の充実

具体的内容	担当所管
<p><b>【虐待防止における相談支援の充実】</b> 障がい者やその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援の充実とともに支援体制の強化を図ります。 また、広く市民に虐待防止に向けた啓発に努めます。</p>	障がい福祉課





## 基本目標4 雇用と就労支援の充実

### 主要課題（1）雇用・就労の促進

#### 【現状と課題】

障がいのある人にとって、働きたいという希望を持っていても、現実にはその機会が少ない状況にあることから、障がいのある人の一般就労にあたっては、事業所や従業員の障がい者雇用に対する理解を促進することが重要です。

また、就労に関する情報提供や相談・支援について一貫した取り組みができるよう、障害者就労支援センターや公共職業安定所等関係機関と連携し、就労につなげる支援を充実していく必要があります。

アンケート調査結果において、「仕事や活動を探すのに必要な条件」では、自分の特性に合っているかどうかどの障がいにおいても最も多い割合になっています。次いで、労働・活動条件や労働・活動環境、周囲の理解などがあがっています。身体障がいのある人では通勤・通所の手段も高い割合になっています。

「よりよく働くために必要なこと」では、障がいにあった仕事であることや職場の人に理解があること、勤務日数・時間を選べることなどの声が多くあがっています。

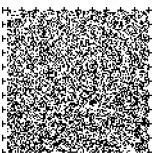
また、その他の意見では、知的障がいにおいては、職場により指導者がいることやジョブコーチなどがあること、精神障がいにおいては通院の保障なども高い割合を占めています。

今後は、障がいのある人の就労についての理解を促進するため、市内の事業所や市民に対する情報提供や啓発を推進します。また、一人ひとりの特性や希望に応じた就労支援を行うため、関係機関の連携を促進するとともに、個別の支援計画に基づく訓練等の提供に努めます。

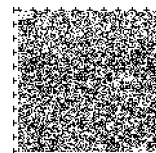
#### ■ ふじみ野市障害者就労支援センター利用実績 ■

	登録者	内訳	就労者	内訳
平成 21 年度	63 人	身体 10 知的 21 精神 31 その他 1	19 人	身体 4 知的 7 精神 8 その他 0
平成 22 年度	84 人	身体 15 知的 34 精神 35 その他 0	33 人	身体 8 知的 14 精神 11 その他 0

※1 就労者…登録者のうち、年度末時点で就労している者の数で、各月ごとに変動があります。



【アンケート調査結果】



■ 仕事や活動を探すのに必要な条件(求職者) ■

(単位：%)

区 分	自分の特性 に合っ ているか	労働・ 活動条件	労働・ 活動環境	通勤・ 通所の手段	相談場所	情報
全 体 (計：196人)	78.8	61.5	53.8	38.5	50.0	40.4
身体障がい (計：109人)	74.3	45.7	45.7	57.1	37.1	40.0
知的障がい (計：35人)	61.5	54.1	38.5	24.8	18.3	24.8
精神障がい (計：52人)	68.4	54.6	43.9	34.2	30.1	31.6

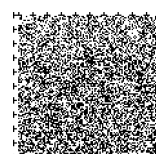
雇用・参加の 機会	周囲の理解	その他	特になし	無回答
28.8	48.1	7.7	1.9	0.0
22.9	51.4	2.9	0.0	2.9
15.6	37.6	3.7	2.8	1.8
20.4	42.9	4.6	2.0	1.5

■ よりよく働くために必要なこと ■

(単位：%)

区 分	勤務時間 ・日数を 選べる	通勤の 手段	通院の 保障	自宅で 仕事が できる	給料が 安定して いる	障がいに あった仕 事である	働くため の技術が 身につく
全 体 (計：1,906人)	21.6	14.1	17.5	12.4	18.4	31.0	5.8
身体障がい (計：1,457人)	20.5	14.3	18.2	13.9	15.1	28.4	4.8
知的障がい (計：266人)	15.0	15.4	6.0	4.9	30.8	44.0	9.4
精神障がい (計：183人)	40.4	10.4	28.4	11.5	26.2	32.2	8.7

ジョブ コーチ などが いる	職場が バリア フリー である	職場の 人に 理解が ある	職場に よい指 導者が いる	福祉的 就労の 場の 確保	その他	特に ない	無回答
10.5	7.6	29.0	15.4	11.2	2.2	10.7	18.2
6.2	9.1	24.8	10.5	8.2	2.3	12.1	22.0
28.2	3.0	47.0	36.5	29.3	1.5	4.1	4.9
19.1	2.2	35.5	23.5	9.3	2.2	8.2	6.6



## 【団体ヒアリング結果】

- ・ より一層の受け入れを協力してくれる企業の確保をして欲しい。
- ・ 精神障がい者の定着率が低い状況のため、何回でもチャレンジできるシステム体制が必要である。

## 【施策の方向】

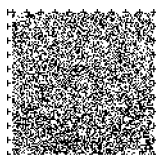
### ①就労支援機能の充実

具体的内容	担当所管
<b>【障害者就労支援センターの充実】</b> 広域での情報収集や職場開拓を図るため、三芳町との共同運営により充実を図っております。事業主への啓発をはじめ、雇用の受け皿の拡大に取り組んでいくとともに、就労希望者の職場訓練や職場実習を実施しながら障がい者の就労支援を推進します。	障がい福祉課
<b>【雇用・就労相談】</b> 公共職業安定所と連携して入間東部障害者就職面接会を実施し、雇用の推進に努めています。また、障害者就労支援センターにおいて更なる強化充実を図り、障がい者の雇用及び相談支援を推進します。	産業振興課 障がい福祉課

## 【施策の方向】

### ②雇用の場の拡大

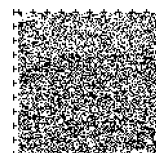
具体的内容	担当所管
<b>【事業主への雇用の啓発】</b> 社会連帯の理念に基づき、就労意欲のある障がい者の自立しようとする努力に対し、事業主へ障がい者雇用に対する理解を深めるとともに協力体制を構築し、雇用の促進を働きかけていきます。 また、地域自立支援協議会における就労支援部会において、「地域における就労支援ネットワーク」を構築し推進します。	障がい福祉課
<b>【市職員への雇用の促進】</b> 市職員の雇用にあたっては、法定雇用率を基準とし、その能力と適性をもとにした積極的な雇用に努めます。	人事課
<b>【雇用機会の拡大】</b> 障がい者団体等への委託や短時間雇用、ワークシェアリング、インターネットを利用した在宅就業等の普及など、一人ひとりの能力や特性に応じた、働く機会の増大につながる支援と環境づくりを検討し、障がい者雇用の場の拡大に努めます。 ※ワークシェアリング：従業員1人当たりの労働時間を減らし、その分で他の従業員の雇用を維持したり、雇用を増やしたりする試みです。	障がい福祉課



【施策の方向】

③就労支援事業の充実

具体的内容	担当所管
<p>【就労移行支援】 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 また、必要に応じて定員増等により、施設の充実や利用の推進に努めます。</p>	障がい福祉課
<p>【就労継続支援（A型・B型）】 一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、施設の充実や利用の推進に努めます。</p>	障がい福祉課
<p>【体系的な就労支援策の検討】 公共職業安定所の協力のもとに事業主への意向調査、事業所での実習訓練及び就労後の定着支援など、就労支援に関わる施策を総合的に把握し、就労支援策を推進します。</p>	障がい福祉課



主要課題（1）障がい児の保育・教育の充実

【現状と課題】

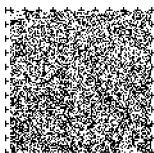
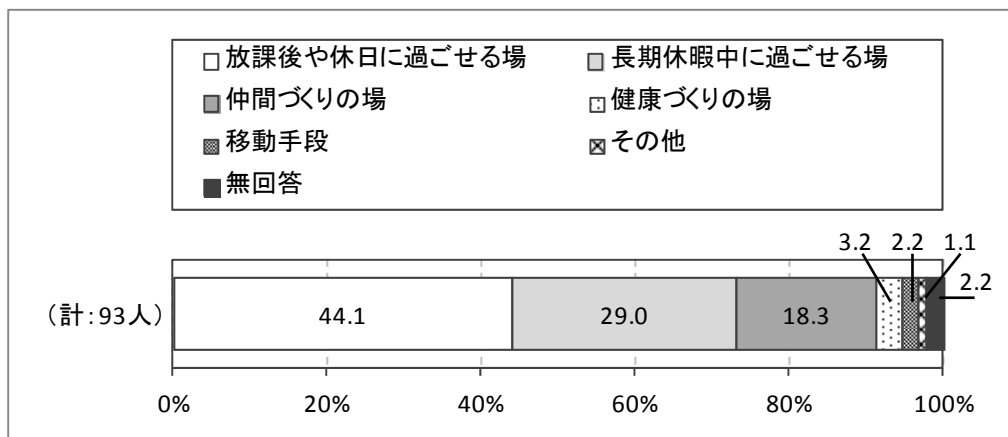
障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を支援するためには、一人ひとりのニーズに応じた保育・教育が必要です。また、発達障がい者が障害者基本法や障害者自立支援法の障がい者の範囲に含まれることとなったことから、発達障がいの正しい理解と認識の普及を図る必要があります。

アンケート調査結果やヒアリング結果から、特に放課後や休日、長期休業期間などにおける活動の場、居場所の確保が求められています。また、障がいのある人の理解を深めるために必要なことでは、「学校のカリキュラムの中で福祉教育を行う」が最も多く、65.5%を占めています。

障がいのある子どもに対する療育・保育・教育は自立支援の第一歩であることから、子ども一人ひとりの特性や教育的ニーズに配慮したきめ細やかな教育を行うとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関などが連携し、乳幼児期から学校卒業後まで、継続的な関わりをもって療育・保育・教育を推進する体制づくりに努めます。

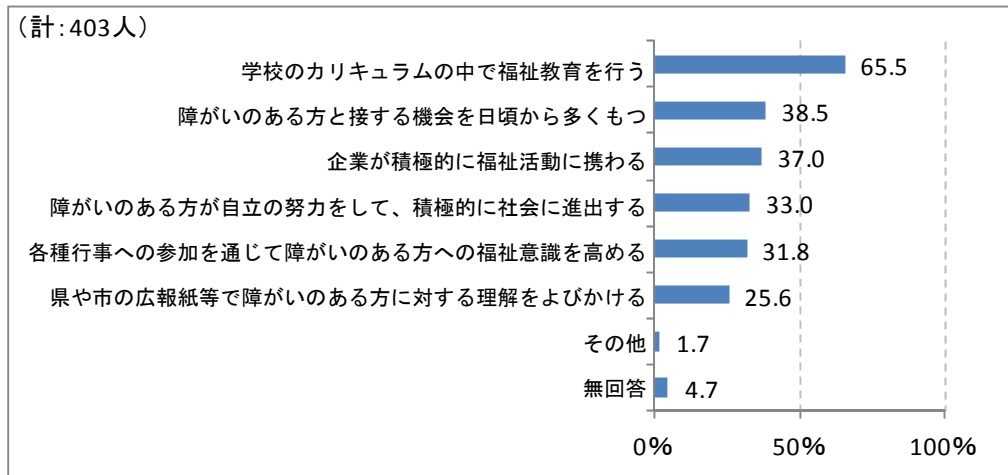
【アンケート調査結果】

■ 日ごろの活動を充実させるために必要なこと(18歳未満) ■





■ 障がいのある人の理解を深めるために必要なこと(一般) ■(複数回答)



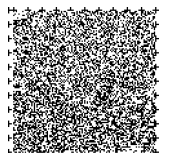
【団体ヒアリング結果】

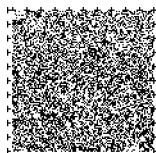
- ・ 障がい児を持つ親にとって一番大事で大変な幼児期から、多くの情報を提供できるシステムづくりの構築を望む。
- ・ 放課後の児童の居場所を増やして欲しい。

【施策の方向】

①保育・教育支援の充実

具体的内容	担当所管
<p>【相談支援体制の充実】</p> <p>発達障がいのある子どもを持つ保護者が気軽に相談できるよう、保健センターや家庭児童相談室と連携し、早期から継続的に相談・支援が行える体制の充実に努めます。</p>	障がい福祉課 子育て支援課 保健センター
<p>【障がい児保育の推進】</p> <p>保育所において障がいのある子どもの受け入れを行い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を実施します。</p>	子育て支援課
<p>【保育所の受け入れ体制の充実】</p> <p>様々な障がいのある子どもに対応できる保育のあり方について検討します。また、環境の整備と情報交換を実施し、保育士と保育者の意識と質を高めるよう努めます。</p>	子育て支援課
<p>【障がい児教育の推進】</p> <p>幼稚園について、保護者への情報提供を行います。</p>	教育委員会総務課





### 【施策の方向】

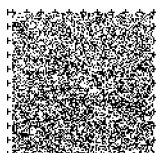
#### ②特別支援教育の推進

具体的内容	担当所管
<p>【教育相談・進路指導の充実】</p> <p>一人ひとりの能力や適性等に応じた教育ができるよう、市の障がい児就学支援委員会や就学相談活動の実施など教育相談体制の整備をさらに図ります。</p> <p>また、児童及び保護者の意向を尊重し、通常学級、特別支援学級及び特別支援学校の就学選択ができるよう、安全・安心な教育活動の環境づくりと支援に努めます。</p>	教育委員会学校教育課
<p>【特別支援教育の推進】</p> <p>障がいのある児童・生徒に対して、生活上や学習上の困難を改善したり克服したりするために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別支援学級でのきめ細やかな指導や通級指導教室において支援を行います。</p>	教育委員会学校教育課
<p>【交流教育の推進】</p> <p>特別支援学級の児童・生徒と通常学級の児童・生徒と一緒に学ぶことや、特別支援学校の児童・生徒が地域の学校で学ぶ機会を持つことにより、ともに学ぶという視点での交流教育を推進します。</p>	教育委員会学校教育課
<p>【教職員研修の充実】</p> <p>児童・生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた教育内容の充実を図るため、教育相談主任研修会や特別支援教育コーディネータ研修会などを実施し、教職員の知識と指導力の向上に努めます。</p>	教育委員会学校教育課
<p>【学校施設の整備】</p> <p>様々な障がいのある児童・生徒に対応できるよう、施設耐震補強工事や施設大規模改造工事などでバリアフリー化の推進、特別支援学級等における環境整備を推進します。</p>	教育委員会総務課 教育委員会学校教育課

### 【施策の方向】

#### ③放課後対策等の充実

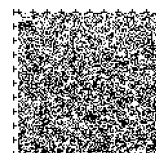
具体的内容	担当所管
<p>【放課後児童健全育成等の充実】</p> <p>放課後児童クラブ・児童センターにおいて障がいのある児童にも対応ができるよう、放課後を安全に過ごせる環境の整備と指導員の資質向上に取り組めます。</p> <p>また、老朽化した放課後児童クラブを計画的に建て替えるとともに、西側地域への新たな児童センターの整備に努めます。</p>	子育て支援課
<p>【特別支援学校児童の放課後対策の充実】</p> <p>特別支援学校に通う児童の放課後や学校の長期休業中の対策に取り組めます。</p>	障がい福祉課 子育て支援課

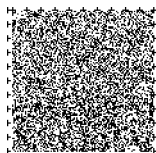


## 【施策の方向】

### ④地域交流の促進

具体的内容	担当所管
【地域での交流の推進】 子育て支援拠点として、子育て中の親子が気軽に集い相談・交流できる場の充実をめざします。	子育て支援課
【地域による福祉教育】 各小中学校において、地域との連携により福祉体験授業等を実施し、児童・生徒の障がい者に対する理解を深めます。	教育委員会学校教育課 社会福祉協議会
【児童・生徒の居場所づくり】 児童・生徒の放課後や夏休み・冬休みなど長期休業中の居場所づくりについて、放課後子ども教室を全小学校での開設をめざします。	教育委員会生涯学習課





## 主要課題（２）スポーツ・文化活動への参加促進

### 【現状と課題】

障がいのある人のスポーツ・文化活動への参加は、社会参加という視点だけでなく、健康増進と交流の輪を広げ、生活を豊かにする上で重要であり、これらの活動に参加し、楽しむことができる機会を増やしていく必要があります。

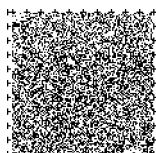
障がいの有無にかかわらず、スポーツ・文化活動への参加を通じて、心身の健康づくりや生きがいづくり、社会参加と交流を図り、生活の質を高めることができるよう、気軽に参加できる活動の機会を充実します。

また、障がいのある人の主体的な学習活動を支援するため、情報提供を図るとともに、利用しやすい施設への改善を推進します。

### 【施策の方向】

#### ①スポーツ・文化活動への参加促進

具体的内容	担当所管
<b>【施設整備の推進】</b> 障がいのある人が多様なスポーツ、文化芸術に親しめるよう市内施設の整備促進と指導員等の確保に努めます。	教育委員会体育課
<b>【公民館事業の充実】</b> 各種公民館事業の開催方法や事業内容をバリアフリーの観点から検討し、障がいのある人が参加しやすい条件を設定し、参加の促進を図ります。	大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館
<b>【スポーツ・レクリエーション活動への参加促進】</b> 障がいのある人とない人がともに活動できるスポーツ・レクリエーションの内容の充実を図ります。また、国や県の障がい者スポーツ大会の情報提供により参加者の促進を図ります。	障がい福祉課 体育課
<b>【自主的活動への支援】</b> 障がいのある人のサークル活動の育成・支援を行うとともに、レクリエーション大会や写真展、作品展などの自主的な開催を支援します。	大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館
<b>【図書館サービスの充実】</b> 障がいのある人が図書館を利用しやすいように、障がいの状況に応じて対面朗読の実施や録音図書、点字図書、字幕入DVD、その他の障がい用資料（マルチメディアデージー等）の郵送を含めた貸出しや活字文書読上げ装置の提供を行います。 <small>※マルチメディアデージー：音声とテキスト文書、画像がリンクして出力されるという世界共通の新しいメディアフォーマット形式です。</small>	上福岡図書館 大井図書館
<b>【イベントへの参加促進】</b> 市が主催する様々なイベントに気軽に参加できるよう、啓発活動や各種イベントへの手話通訳者及び要約筆記奉仕員等の派遣に努めます。	イベント主催課



主要課題（1）バリアフリーの推進

【現状と課題】

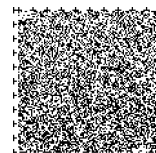
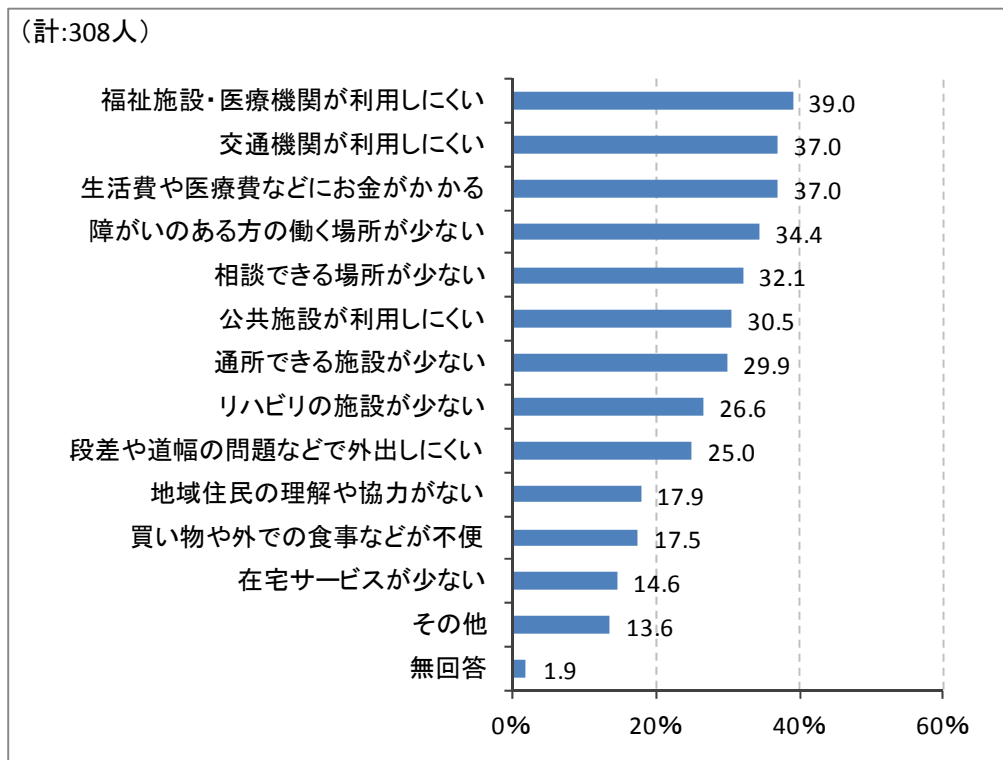
市はこれまで、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、庁舎の整備、歩道の段差解消や誘導ブロックの整備、放置自転車等の撤去など、生活空間の改善を推進してきました。

アンケート調査において、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせると73.5%となりました。しかし、住みにくい理由として、交通機関や福祉施設・医療機関、公共施設が利用しにくいという意見が上位を占めています。

今後も、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に沿ったまちづくりを計画的に進めます。

【アンケート調査結果】

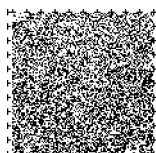
■ 住みにくい理由 ■（複数回答）



【施策の方向】

①バリアフリーの推進

具体的内容	担当所管
<p>【人にやさしいまちづくりの啓発】</p> <p>障がいのある人をはじめとして、すべての人にやさしいまちを推進するため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」を基本として広く市民への啓発に努めます。</p>	<p>障がい福祉課 建築課</p>
<p>【バリアフリーのまちづくり】</p> <p>「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、住宅、生活環境、交通環境の整備など、福祉のまちづくりを計画的に推進します。</p> <p>また、駅周辺での点字ブロック上に自転車が放置されないよう指導員の巡回を実施します。</p>	<p>障がい福祉課 高齢福祉課 都市計画課 建築課 道路課</p>
<p>【公共施設のバリアフリー化】</p> <p>「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、庁舎のさらなる整備をはじめ、各公共施設においてもバリアフリー化を計画的に推進します。</p>	<p>各施設管理担当課</p>
<p>【情報バリアフリーへの対応】</p> <p>障がい者が容易に情報を受信・発信し、またアクセスできるよう障がいの特性に応じて、配慮された情報通信機器などによる情報の提供に努めます。</p>	<p>障がい福祉課</p>



## 主要課題（2）安心なくらしの確保

### 【現状と課題】

災害時に支援を要する障がいのある人や高齢者を災害時要援護者として、本人の申請に基づき、要援護者名簿に登録し、町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団等へ名簿提供することで、災害時に安否確認や避難支援を行っています。

地域支援体制については、名簿に登録された災害時要援護者一人ひとりについて、だれがだれを支援するかを自治組織や民生委員・児童委員の協力と地域の住民の協力を得ながら個別プランを作成しています。

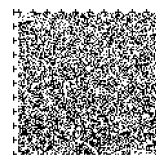
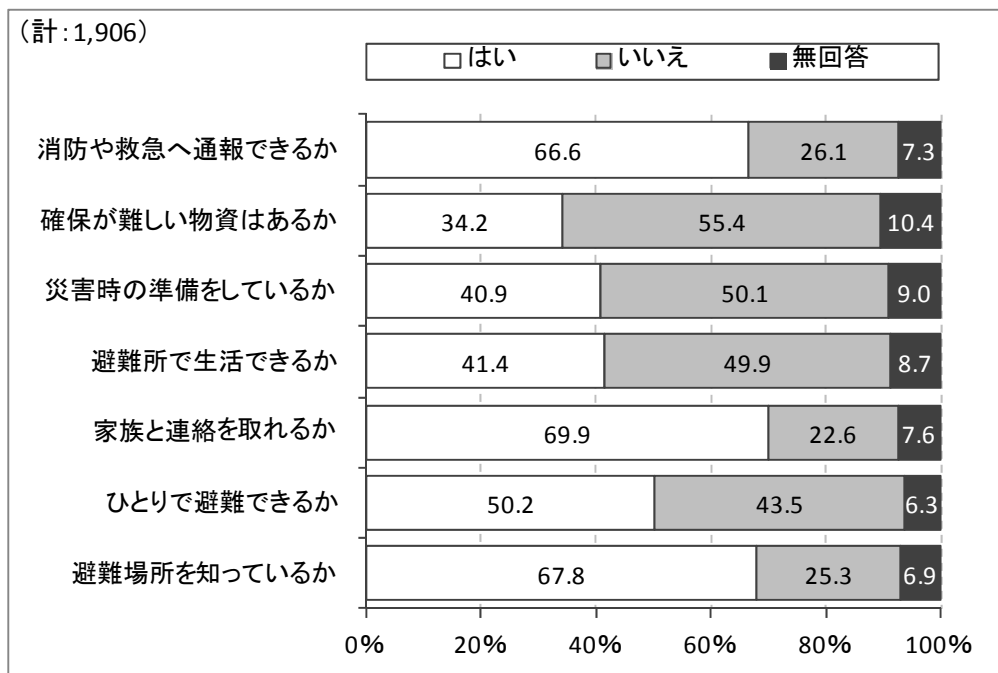
現在、54 町会・自治会のうち 34 の地域で個別プランを作成していますが、さらに 100%をめざす必要があります。

また、東日本大震災以降、首都圏での大規模地震の切迫性が高まっており、地域ごとの防災訓練等も数多く開催されていることから、市としても積極的に訓練に参加しています。この訓練のなかでも障がい者が参加しやすい訓練等工夫をしていただくよう働きかけを行います。

医療体制については、東入間医師会と災害時支援協定を締結し、災害時の医療の確保に努めています。

### 【アンケート調査結果】

#### ■ 災害時や緊急時について ■



## 【団体ヒアリング結果】

- ・ 避難所がわからないので啓発に努めて欲しい。
- ・ 避難所におけるトイレの確保やプライバシーなど一般の人以上の配慮が必要。

## 【施策の方向】

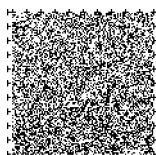
### ①防災対策の推進

具体的内容	担当所管
<p>【防災知識の普及・啓発】</p> <p>障がいのある人や高齢者を災害から守るためには、災害に強い地域社会を形成することが必要です。そのためには市民一人ひとりが地震や水害の知識を身につけ、いざというときに適切な判断のもと相互に助け合うことが求められます。その一つとして地域の自主防災組織の充実・強化を図るとともに、地域の防災訓練等で災害時要援護者制度について啓発を推進します。</p>	危機管理防災課
<p>【緊急通報体制の充実】</p> <p>消防緊急通信指令システムや災害メール等の活用により、緊急時・災害時の速やかな通報と救助及び避難体制の充実を図るとともに、周知啓発に努めます。</p>	危機管理防災課
<p>【災害時の地域支援体制の整備】</p> <p>災害時に迅速に対応できるよう、災害時要援護者台帳管理システムを構築し、災害時の安否確認や避難誘導にあたり、援護を要する人及び支援者に対しきめ細かな情報提供に努めます。</p>	危機管理防災課
<p>【避難先での体制整備】</p> <p>避難所において、障がいのある人や高齢者が安心して必要な介護や医療が確保されるよう、福祉避難所の充実や確保に努めるとともに、要援護者支援に関する人材を把握し、支援者を増やしていくことに努めます。</p>	危機管理防災課
<p>【防災訓練の充実】</p> <p>自治組織が、市が開催する訓練にあたり、高齢者や障がい者をはじめ様々な人たちが参加できる防災訓練を検討します。</p>	危機管理防災課

## 【施策の方向】

### ②防犯対策の推進

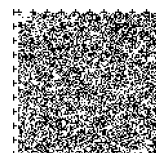
具体的内容	担当所管
<p>【防犯知識の普及・啓発】</p> <p>近年、振り込め詐欺が多発するとともに、訪問販売等で被害にあうケースが多いことから、関係機関や地域と連携した防犯対策を推進します。</p>	危機管理防災課





## 第4章

# 計画の推進体制





## 1 計画の推進のために

### (1) 障がい者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効率的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

### (2) 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域づくりの実現のために、地域の住民に対して障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

こうしたことから、社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

## 2 サービスの確保策

### (1) 専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など障がい福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

### (2) 適切な情報提供

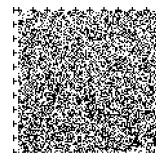
法改正による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や市民、事業者に対し、広報紙・市のホームページなどの活用とともに、様々な機会を捉えて適切な情報提供に努めます。

### (3) 施設整備の方針

各種施設整備に関しては、周辺の自治体や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、周辺自治体や社会福祉協議会、サービス事業者などと連携し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

### (4) サービスを利用しやすい環境づくり

だれもが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。



### 3 計画の推進体制の整備

#### (1) 庁内の推進体制の整備

計画を確実に実施していくために、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえ、庁内のふじみ野市障害福祉計画等策定委員会の調査及び研究を活用して推進体制の整備に努めます。

また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるように研修の機会の確保に努め、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めます。

#### (2) 計画の点検・管理体制

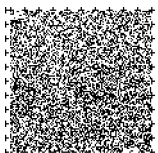
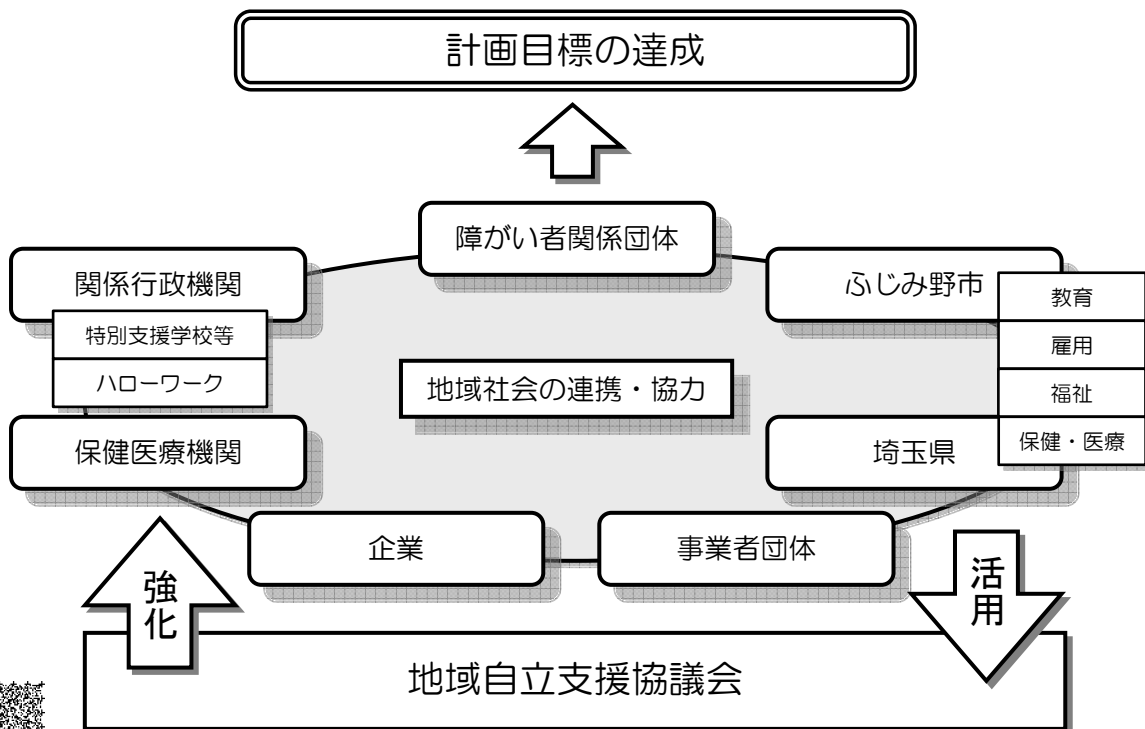
計画の着実な推進のために、障がいのある人やその家族、関係団体等との意見交換を行い、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえて庁内の組織を活用した計画の進捗状況の点検・管理体制の推進に努めます。

#### (3) 地域ネットワークの強化

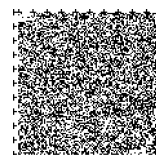
障がい福祉施策の推進には、行政の力だけでなく市民一人ひとりの理解と協力が必要です。

市では、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療機関、障がい者団体、企業など様々な立場からの参画を得て構成する地域自立支援協議会を活用し、障がい者福祉施策の取り組みや地域の社会資源の確保に努めるとともに、地域における市民・企業・行政がそれぞれの役割を確認し合い連携し合う地域ネットワークをより一層強化します。

#### ■ 目標達成に向けた地域ネットワークの構想 ■



# 資料編





# 1 アンケート調査・団体ヒアリングの概要

## (1) アンケート調査について

「ふじみ野市障がい者基本計画」の見直しと、障害者自立支援法に基づく「第3期ふじみ野市障がい福祉計画」の策定にあたって、ふじみ野市に在住する障がいのある人の生活実態やニーズ、サービスの利用実態や意向を把握することを目的とし、アンケート調査を実施しました。

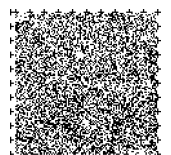
### ■アンケート調査実施概要■

	詳細		
調査対象	ふじみ野市内在住の各手帳所持者		
調査期間	平成23年10月下旬～平成23年11月上旬		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査票の種類	発送数	有効回収数	回収率
手帳所持者合計	3,296	1,906	57.8%
身体障害者手帳所持者	2,477	1,457	58.8%
療育手帳所持者	488	266	54.5%
精神障害者保健福祉手帳所持者	331	183	55.3%
一般市民	1,000	403	40.3%

## (2) アンケート調査結果概要（手帳所持者）

### ※注意事項

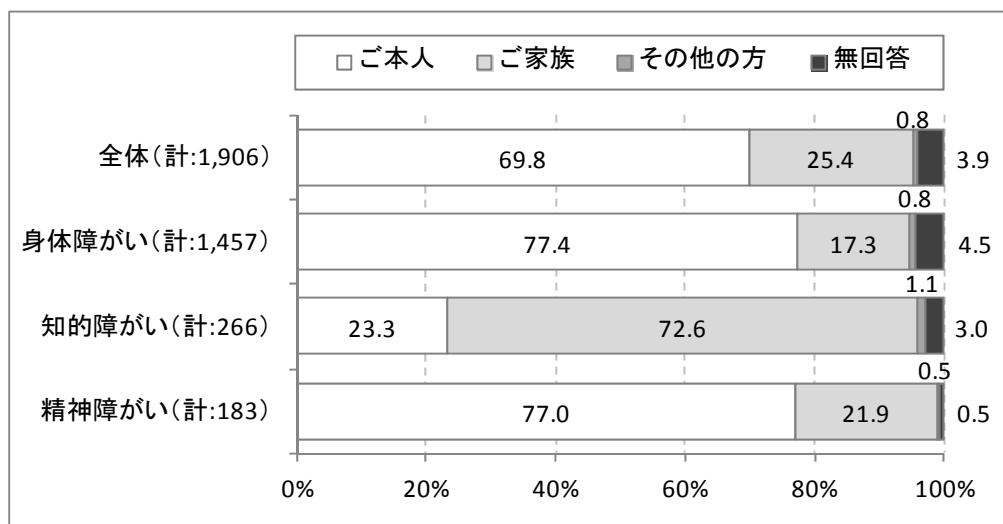
- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・文章やグラフにおいて、設問や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。
- ・グラフの（計：〇〇）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があり、単純集計の結果と合致するとは限りません。



### ○調査票記入者

調査票記入者は、身体障がいのある人と精神障がいのある人では「本人」が最も多く、それぞれ77.4%、77.0%、知的障がいのある人では「家族」が72.6%と最も多くなっています。

■調査票記入者■

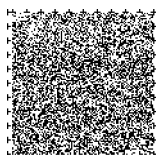
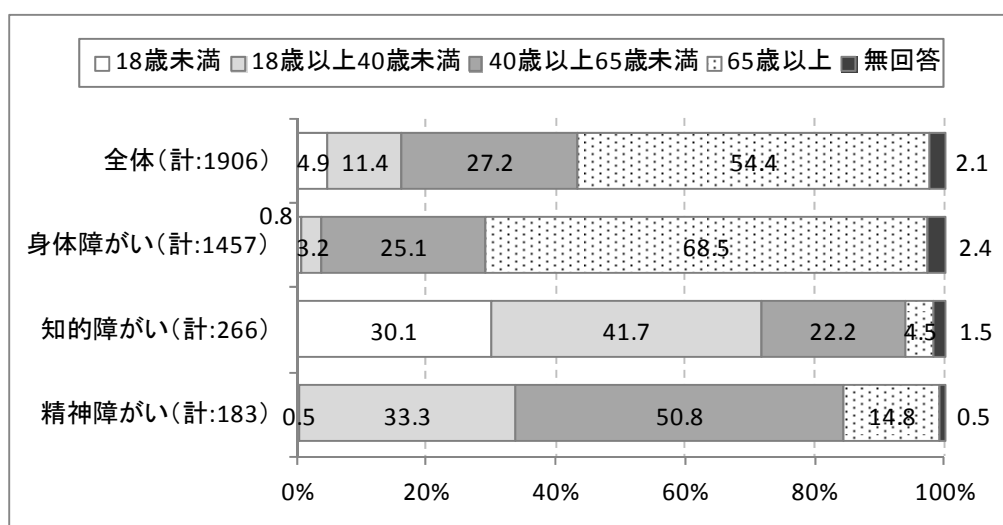


### ○年齢

回答者の年齢は、全体では65歳以上が多くなっています。

障がい別にみると、身体障がいのある人においても、「65歳以上」が最も多くなっていますが、知的障がいのある人では「18歳以上40歳未満」、精神障がいのある人では「40歳以上65歳未満」が最も多くなっています。

■年齢■

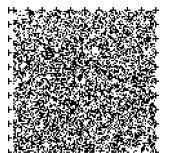
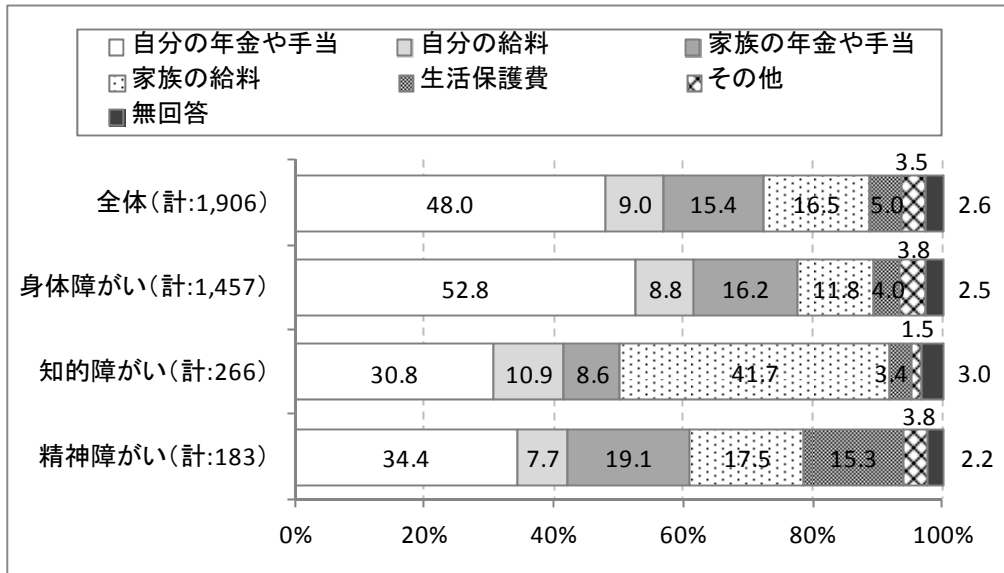




## ○主な収入

おもな収入については、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「自分の年金や手当」、知的障がいのある人では「家族の給料」が最も高くなっています。

### ■主な収入■



## ○自宅や地域で生活するために必要なこと

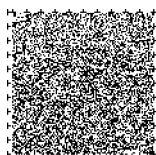
自宅や地域で生活するために必要なことについてたずねたところ、身体障がいのある人では「生活するための十分な収入」、「地域の主治医や医療機関」、「家族との同居」の3つが上位にあげられています。

知的障がいのある人では、「就労の場」と「生活するための十分な収入」の2つがほぼ同じ割合で最も高くなっています。

精神障がいのある人では、「生活するための十分な収入」が最も高く半数以上の人があげています。次いで「地域の主治医や医療機関」、「就労の場」、「家族との同居」がほぼ同じ割合で続いています。

### ■自宅や地域で生活するために必要なこと(上位5項目)■(複数回答)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
1位	生活するための十分な収入 (34.7%)	就労の場 (35.3%)	生活するための十分な収入 (53.6%)
2位	地域の主治医や医療機関 (32.2%)	生活するための十分な収入 (35.0%)	地域の主治医や医療機関/ 就労の場 (29.0%)
3位	家族との同居 (29.3%)	家族との同居 (25.2%)	家族との同居 (28.4%)
4位	緊急時に 短期入所できるところ (20.7%)	地域の主治医や医療機関 (23.3%)	地域の相談員や相談窓口 (20.2%)
5位	掃除や洗濯など家事を頼める人/ 外出のときの支援サービス (14.1%)	緊急時に 短期入所できるところ (22.9%)	掃除や洗濯など 家事を頼める人 (18.0%)



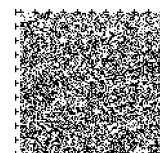
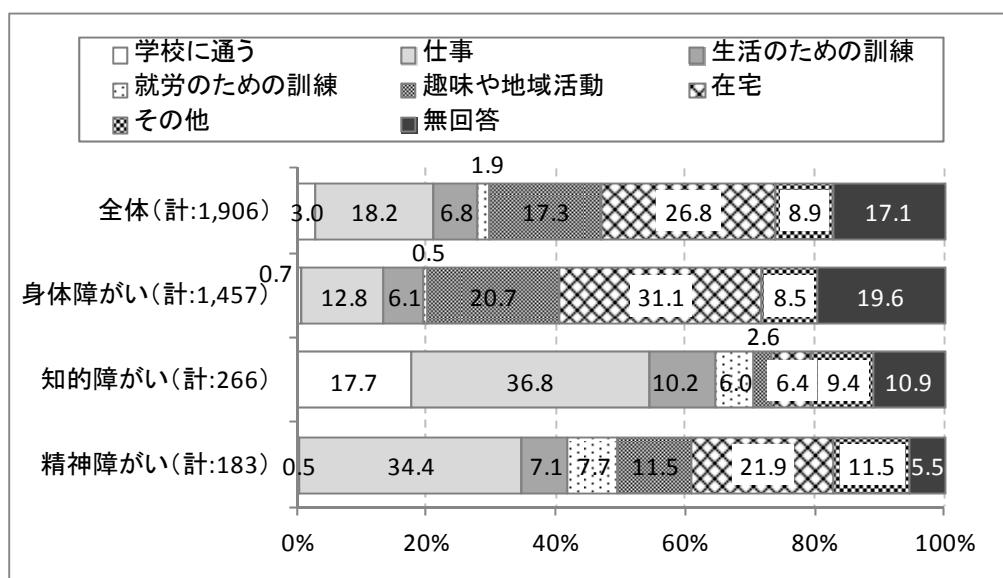
### ○将来の活動希望

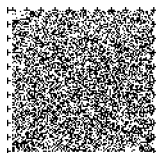
将来の活動については、身体障がいのある人では「在宅」が31.1%と最も高く、次いで「趣味や地域活動」(20.7%)、「仕事」(12.8%)の順となっています。

知的障がいのある人では、「仕事」が36.8%と最も高く、次いで「学校に通う」(17.7%)、「生活のための訓練」(10.2%)の順となっています。

精神障がいのある人では、「仕事」が34.4%と最も高く、次いで「在宅」(21.9%)、「趣味や地域活動」(11.5%)の順となっています。

■将来の活動希望■





○障がいのある人がよりよく働くために必要なこと

障がいのある人がよりよく働くために必要なことについてたずねたところ、身体障がいのある人では「障がいにあった仕事である」が28.4%と最も高く、次いで「職場の人に理解がある」(24.8%)、「勤務時間・日数を選べる(20.5%)」の順となっています。

知的障がいのある人では、「職場の人に理解がある」が47.0%と最も高く、次いで「障がいにあった仕事である」(44.0%)、「職場により指導者がいる」(36.5%)の順となっています。

精神障がいのある人では、「勤務時間・日数を選べる」が40.4%と最も高く、次いで「職場の人に理解がある」(35.5%)、「障がいにあった仕事である」(32.2%)の順となっています。

■障がいのある人がよりよく働くために必要なこと(上位5項目)■(複数回答)

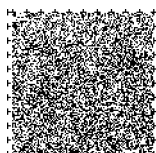
	身体障がい	知的障がい	精神障がい
1位	障がいにあった仕事である (28.4%)	職場の人に理解がある (47.0%)	勤務時間・日数を選べる (40.4%)
2位	職場の人に理解がある (24.8%)	障がいにあった仕事である (44.0%)	職場の人に理解がある (35.5%)
3位	勤務時間・日数を選べる (20.5%)	職場により指導者がいる (36.5%)	障がいにあった仕事である (32.2%)
4位	通院の保障 (18.2%)	給料が安定している (30.8%)	通院の保障 (28.4%)
5位	給料が安定している (15.1%)	福祉的就労の場の確保 (29.3%)	給料が安定している (26.2%)

○福祉に関する情報の入手手段

福祉に関する情報の入手先は、身体障がいのある人では「市役所」、「市の広報・ホームページ」、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、知的障がいのある人では「市役所」、「友人・知人」、「施設・事業所」、精神障がいのある人では「市役所」、「医療機関」、「家族・親戚」が上位にあげられています。

■福祉に関する情報の入手手段(上位5項目)■(複数回答)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
1位	市役所 (28.4%)	市役所 (47.0%)	市役所 (40.4%)
2位	市の広報・ホームページ (24.8%)	友人・知人 (44.0%)	医療機関 (35.5%)
3位	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 (20.5%)	施設・事業所 (36.5%)	家族・親戚 (32.2%)
4位	医療機関 (18.2%)	家族・親戚 (30.8%)	市の広報・ホームページ (28.4%)
5位	家族・親戚 (15.1%)	障がい者の団体 (29.3%)	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 (26.2%)



○外出するにあたって今後改善して欲しいこと

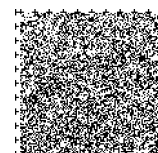
外出するにあたり今後改善してほしいことをたずねたところ、身体障がいのある人では「交通費の補助」が40.4%と最も高く、次いで「歩道の整備」(35.9%)、「電車やバスなど交通機関を利用しやすくする」(33.4%)の順となっています。

知的障がいのある人では、「交通費の補助」、「外出支援サービスの充実」、「電車やバスなど交通機関を利用しやすくする」の3つがほぼ同じ割合で最も高くあげられています。

精神障がいのある人では、「交通費の補助」が39.3%と最も高く、次いで「電車やバスなど交通機関を利用しやすくする」(32.2%)、「休憩する場所の整備」(23.0%)の順となっています。

■外出するにあたって今後改善して欲しいこと(上位5項目)■(複数回答)

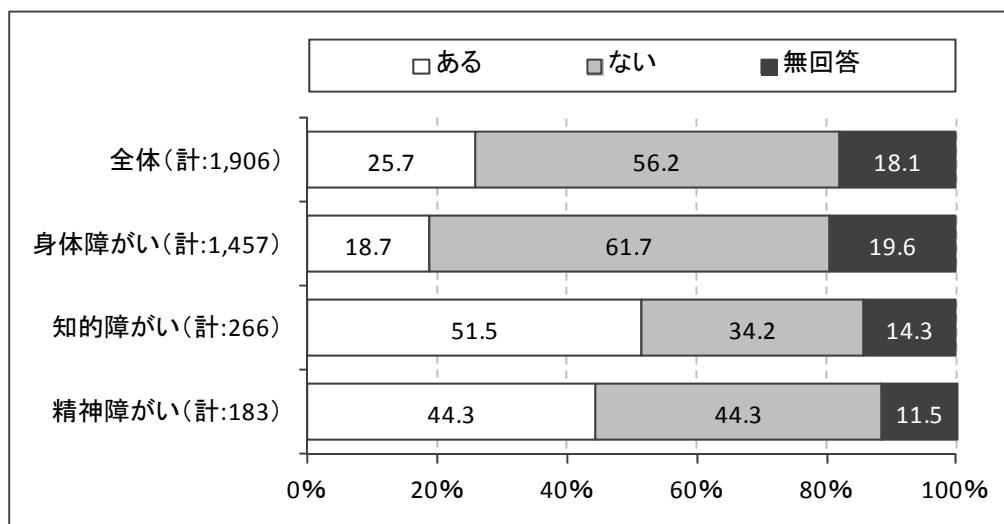
	身体障がい	知的障がい	精神障がい
1位	交通費の補助 (40.4%)	交通費の補助 (44.0%)	交通費の補助 (39.3%)
2位	歩道の整備 (35.9%)	外出支援サービスの充実 (42.1%)	電車やバスなど交通機関を 利用しやすくする (32.2%)
3位	電車やバスなど交通機関を 利用しやすくする (33.4%)	電車やバスなど交通機関を 利用しやすくする (41.0%)	休憩する場所の整備 (23.0%)
4位	建物内のバリアフリー化 (25.6%)	歩道の整備 (32.7%)	歩道の整備 (18.0%)
5位	建物内へのスロープや エレベーターの設置 (25.3%)	建物内のバリアフリー化 (20.7%)	外出支援サービスの充実 (11.5%)



○差別的な扱いを受けたり、いやな思いをした経験の有無

障がいを理由にした、いやな思いや経験をしたことがある人は、身体障がいのある人で18.7%、知的障がいのある人で51.5%、精神障がいのある人で44.3%となっています。

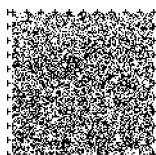
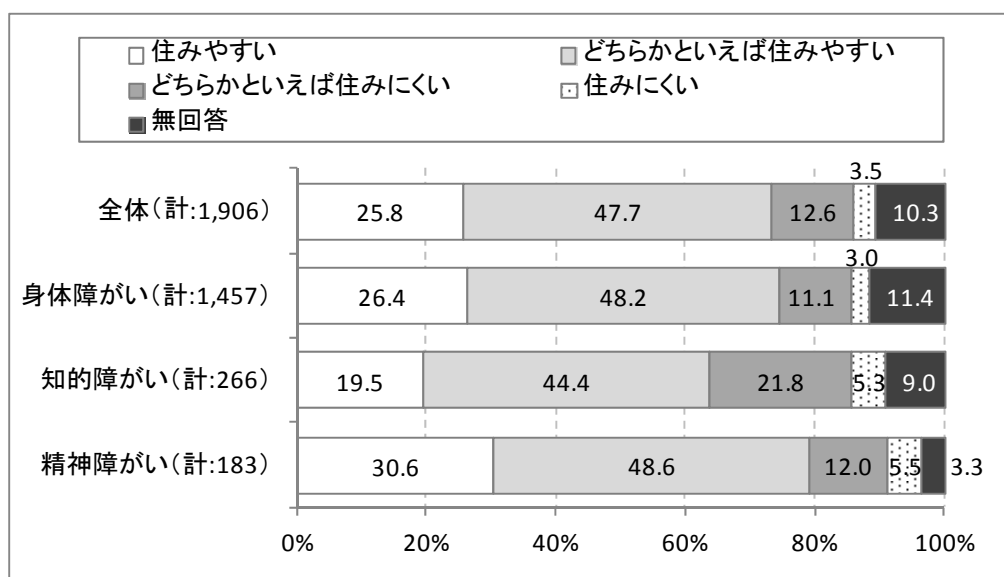
■差別的な扱いを受けたり、いやな思いをした経験の有無■



○ふじみ野市の住み心地

ふじみ野市の住み心地については、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせると、身体障がいのある人で74.6%、知的障がいのある人で63.9%、精神障がいのある人で79.2%となっています。

■ふじみ野市の住み心地■



○住みよい地域にするために必要なこと

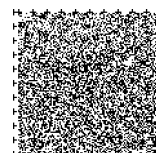
住みよいまちにするために必要なことをたずねたところ、身体障がいのある人では「市からの情報提供の充実」が40.7%と最も高く、次いで「簡単なサービス利用手続き」(35.6%)、「災害時の避難体制の整備」(25.5%)の順となっています。

知的障がいのある人では、「簡単なサービス利用手続き」が38.0%と最も高く、次いで「通所施設の充実」(37.2%)、「相談体制の充実」(34.2%)の順となっています。

精神障がいのある人では、「相談体制の充実」が41.5%と最も高く、次いで「市からの情報提供の充実」(37.2%)、「職業訓練・就労支援の充実」(23.5%)の順となっています。

■住みよい地域にするために必要なこと(上位5項目)■(複数回答)

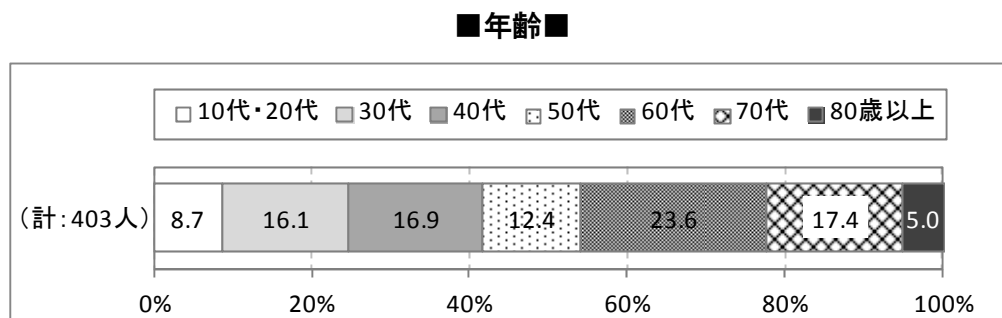
	身体障がい	知的障がい	精神障がい
1位	市からの情報提供の充実 (40.7%)	簡単なサービス利用手続き (38.0%)	相談体制の充実 (41.5%)
2位	簡単なサービス利用手続き (35.6%)	通所施設の充実 (37.2%)	市からの情報提供の充実 (37.2%)
3位	災害時の避難体制の整備 (25.5%)	相談体制の充実 (34.2%)	職業訓練・就労支援の充実 (23.5%)
4位	相談体制の充実 (23.7%)	職業訓練・就労支援の充実 (33.1%)	簡単なサービス利用手続き (22.4%)
5位	道路・建物などの整備・改善 (22.7%)	市からの情報提供の充実 (32.3%)	通所施設の充実 (20.8%)



### (3) アンケート調査結果概要（一般）

#### ○年齢

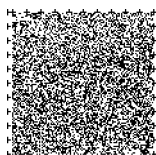
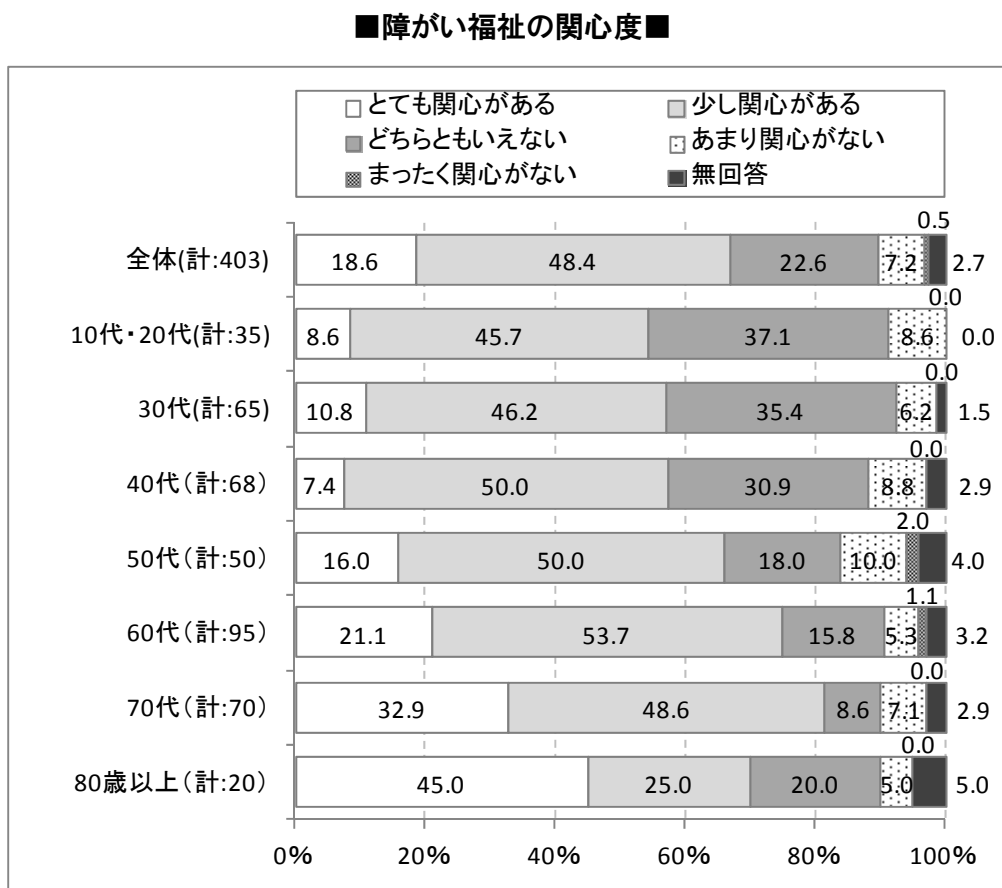
回答者の年齢は、「60代」が最も多くなっています。次いで「70代」「40代」となっています。



#### ○障がい福祉の関心度

障がいや障がい福祉への関心度は、全体で見ると「少し関心がある」と回答した人が最も多く、「とても関心がある」と合わせると約7割となっています。

年齢別で見ると、年齢が上がるに従って関心度も高くなり、70代では約8割と高い割合となっています。

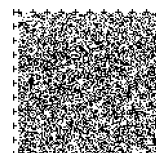
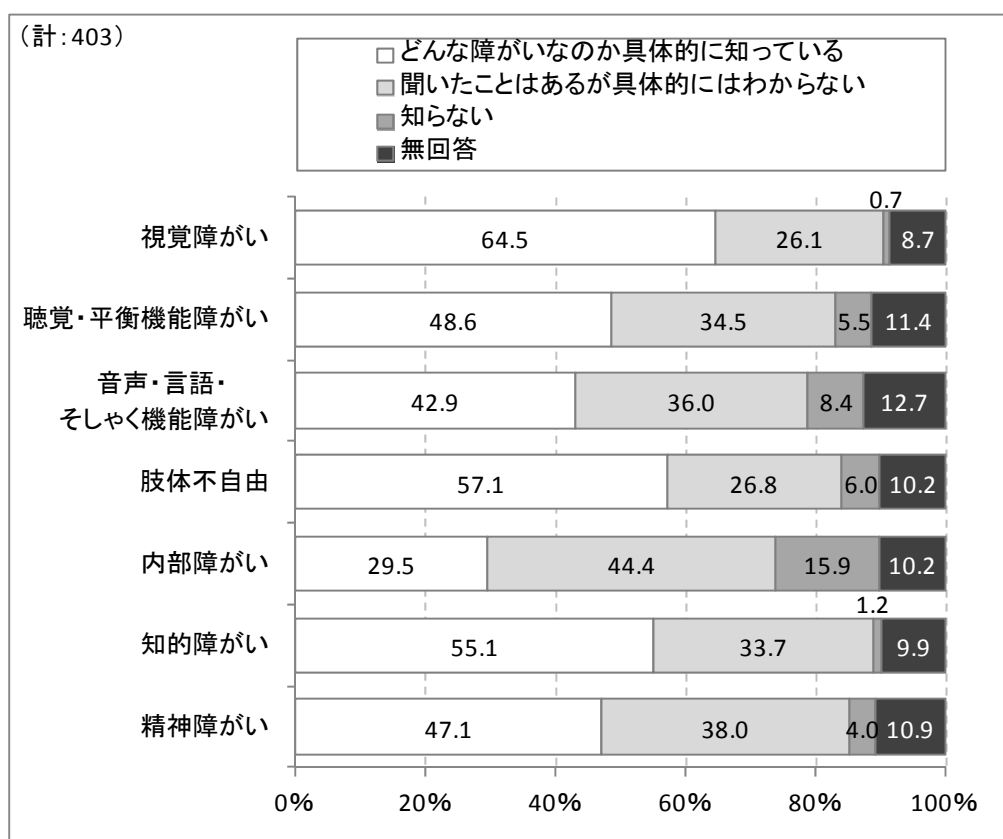




## ○障がいについての理解度

障がいについての理解度は、身体障がいの中では「視覚障がい」や「肢体不自由」の理解度が高くなっていますが、「内部障がい」については低く3割程度となっています。知覚障がいや精神障がいの理解度は5割前後となっています。

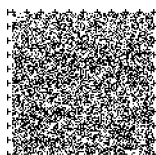
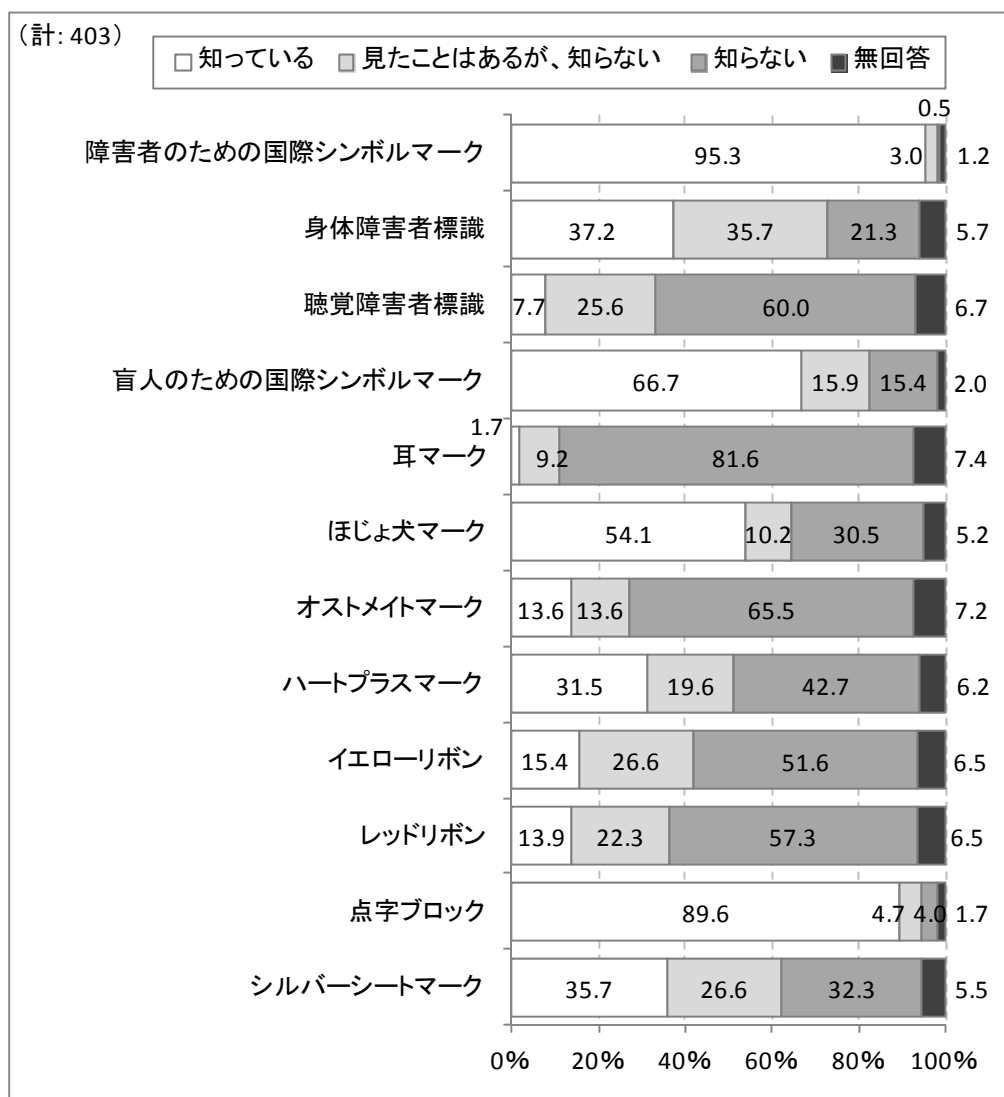
■障がいについての理解度■



## ○障がいに関するマークの認知度

障がいに関するマークの認知度では、「障害者のための国際シンボルマーク」、「点字ブロック」の認知度が高く、それぞれ95.3%、89.6%となっています。一方、「耳マーク」、「聴覚障害者標識」の認知度は、非常に低く1割に満たない状態となっています。

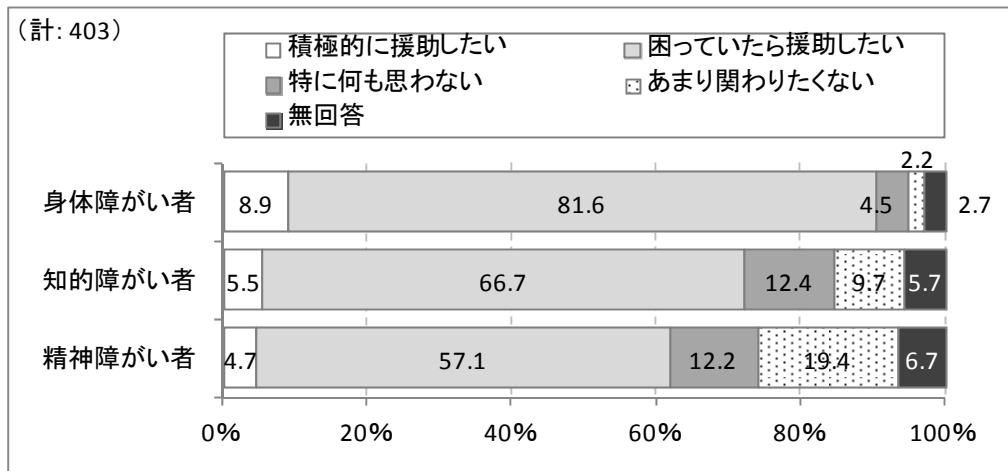
### ■障がいに関するマークの認知度■



### ○障がいのある人への援助

障がいのある人への援助については、身体障がい者には援助の意向が高く、9割を超えているのに対し、知的障がい者に対しては約7割、精神障がい者に対しては約6割と低くなっています。

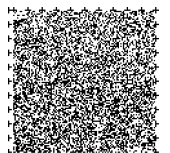
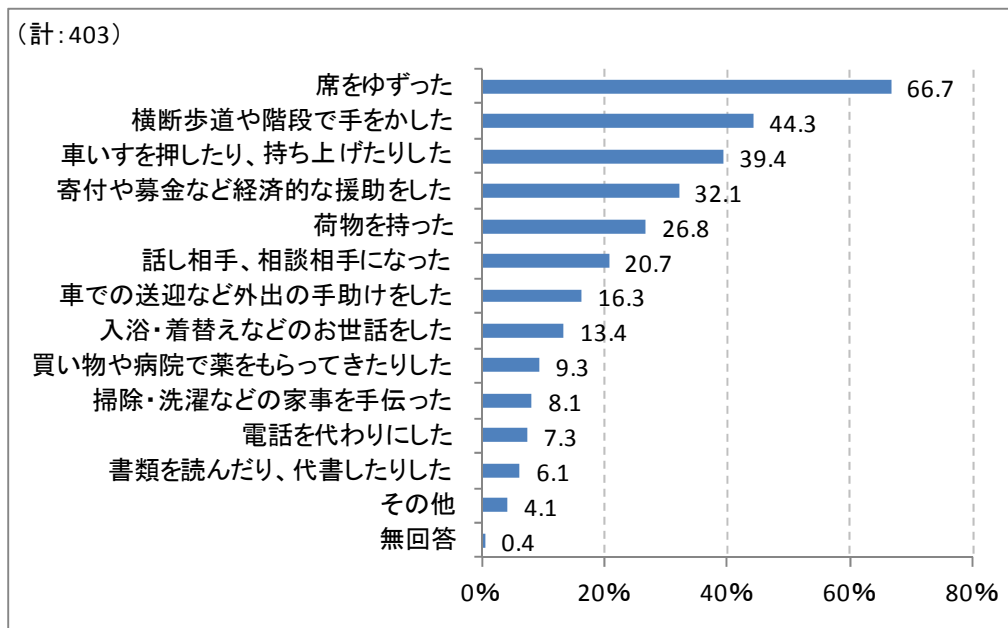
#### ■障がいのある人への援助■



### ○手助けの内容

これまで障がいのある人への手助けをしたことがある人に、手助けした内容についてたずねたところ、「席をゆずった」が66.7%と最も多く、次いで「横断歩道や階段で手をかした」(44.3%)、「車いすを押したり、持ち上げたりした」(39.4%)の順となっています。

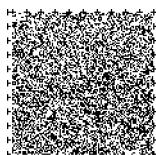
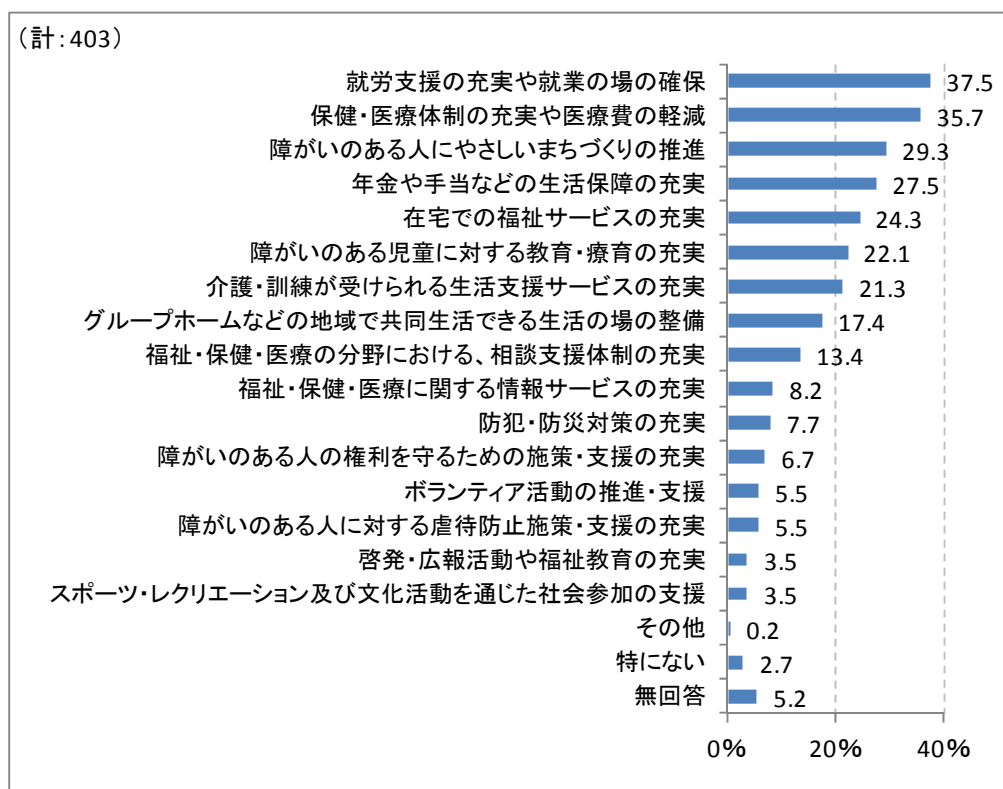
#### ■手助けの内容■(複数回答)



## ○充実させる必要があると思う施策

充実させる必要があると思う施策については、「就労支援の充実や就業の場の確保」が37.5%と最も多く、次いで「保健・医療体制の充実や医療費の軽減」(35.7%)、「障がいのある人にやさしいまちづくりの推進」(29.3%)、「年金や手当などの生活保障の充実」(27.6%)の順となっています。

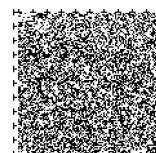
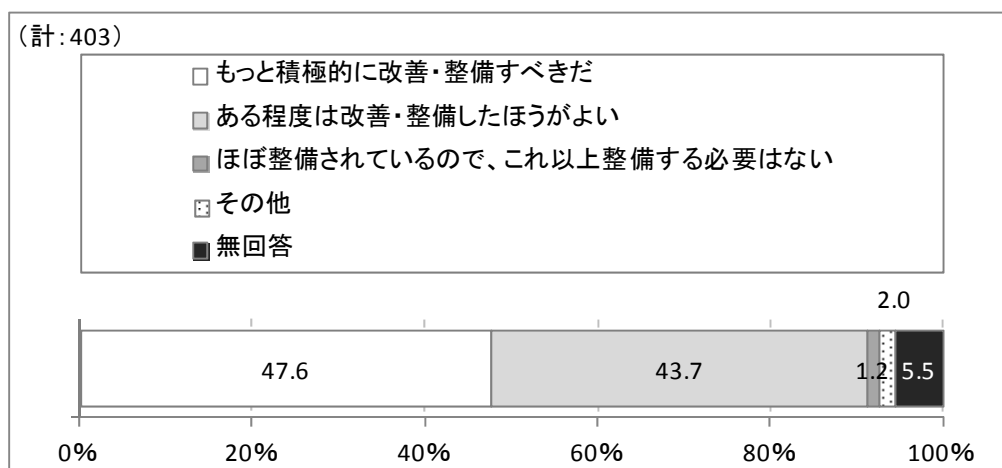
### ■充実させる必要があると思う施策■(複数回答)



○「福祉のまちづくり」について

「福祉のまちづくり」についてどう思うかをたずねたところ、「もっと積極的に改善・整備すべきだ」が47.6%と最も多く、「ある程度は改善・整備したほうがよい」(43.7%)と合わせると約9割が整備した方がよいと思っていることがわかります。

■「福祉のまちづくり」について■



#### (4) ヒアリング調査について

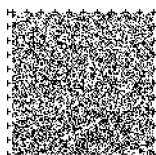
計画策定にあたって、ふじみ野市に在住する障がいのある人の生活実態や要望等を把握することを目的とし、関係団体に対しヒアリング調査を実施しました。

#### ■ヒアリング調査実施概要■

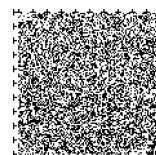
団体名	開催日
ふじみ野市身体障害者福祉会	平成 23 年 11 月 16 日 (水)
児童デイサービス「風の里学園」保護者	平成 23 年 11 月 22 日 (火)
ふじみ野市精神障害者家族会	平成 23 年 11 月 30 日 (水)
ふじみ野市聴覚障害者会	平成 23 年 11 月 30 日 (水)
ふじみ野市視覚障害者の会「あいあい」	平成 23 年 12 月 7 日 (水)
ふじみ野市手をつなぐ育成会	平成 23 年 12 月 11 日 (日)

#### (5) ヒアリング調査概要

理解と参加による福祉の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患について、周知を徹底すべきである。</li> <li>・市登録手話通訳者派遣事業が平成 21 年度からスタートしたことは評価したい。登録者の技術向上がより一層必要となってくる。</li> <li>・情報不足が感じられる。健診時にサークルや団体の紹介パンフレットがあるとよい。</li> </ul>
保健・医療サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の不調を的確に表現できない知的障がい者の医療について難しい点がある。</li> <li>・障がい者を 1ヶ所で総合的に診てもらえる医療機関がほしい。</li> <li>・障がい者を快く受入れてくれる病院の確保をお願いしたい。</li> <li>・精神保健福祉連絡会など精神保健の啓発についての取組みは大変良い。</li> <li>・専門的な治療を受けられる医療機関を増やしてほしい。</li> <li>・将来の課題として、視覚障害のある高齢者の入所施設の必要性を感じる。</li> <li>・健診や相談時において、適切な情報を提供していただくとともに、アドバイスやコーディネートしていただきたい。</li> </ul>
地域での自立生活支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の高齢化により、グループホームの施設が必要となる。</li> <li>・ショートステイ施設の確保を図ってほしい。</li> <li>・自宅での孤独が心配であり、ホームヘルパーの利用ができれば相談相手となるため、重要である。</li> <li>・障害福祉サービスについて、気楽に相談できる場所がほしい。</li> </ul>



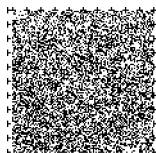
就労について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用する側と雇用される側との意識のひらきがあり、補助制度も検討すべきである。</li> <li>・精神障がい者の定着率が低い状況であるため、何度でもチャレンジできるシステム体制が必要である。</li> </ul>
ともに学びともに育つ地域づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体・視覚・聴覚など、様々な障がいのある人がいるが、障がい者同士の相互理解が必要である。</li> <li>・障がい者を持つ親にとって、一番大事かつ大変な幼児期から、多くの情報を提供できるシステムづくりの構築を望む。</li> <li>・精神障がい者対象の民間のサークル活動や相互学習活動を充実していきたい。</li> <li>・会員拡大を図り、サービスなどの情報提供を行うため、地域の状況を把握している民生委員に啓発をお願いしたい。</li> </ul>
安心安全のまちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う点字ブロック設置に立ち合っており、今後も視覚障がい者が利用しやすい点字ブロックを設置していきたい。</li> <li>・聴覚障がい者だけの公共施設利用の際に緊急を知らせる設備を設置してほしい。</li> </ul>
今後、障がい者福祉行政を推進していくにあたり、優先すべき課題は何ですか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での自立を考えると、一人で生活できるための「就労」が重要になってくる。</li> <li>・障がい者が自由に出入りでき、楽しむ事ができる場所の確保を望む。</li> <li>・視覚障がい者が迷っている時に、「ちょっとした声かけ運動」を推進していきたい。また、機会があれば啓発活動も実施していきたい。</li> <li>・情報収集の方法がわからないため、さまざまな情報を発信していただき、保護者が子どもにあった情報が選択できるようにしたい。</li> </ul>



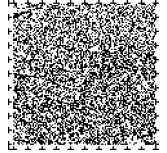
## 2 計画策定経過

本計画における計画策定経過は次のとおりです。

期 日		会 議 内 容 等
平成 23 年	8月 24 日 (水)	平成 23 年度第 1 回ふじみ野市地域自立支援協議会 ・ 障がい者基本計画について ・ 障がい福祉計画について ・ 平成 23 年度における協議事項
	10月 17 日 (月)	平成 23 年度第 2 回ふじみ野市地域自立支援協議会 ・ 前回の計画の進ちょく状況について ・ 今回の計画の提言について
	10月下旬 ～ 11月上旬	アンケート調査の実施
	11月下旬 ～ 12月上旬	団体ヒアリングの実施
	12月 26 日 (月)	平成 23 年度第 3 回ふじみ野市地域自立支援協議会 ・ 障がい者基本計画の素案について ・ 第 3 期障がい福祉計画の素案について
平成 24 年	1月 11 日 (水)	第 1 回庁内策定委員会 ・ 障がい者基本計画の素案について ・ 第 3 期障がい福祉計画の素案について
	1月 16 日 (月) ～ 2月 15 日 (水)	パブリックコメントの実施
	2月 20 日 (月)	平成 23 年度第 4 回ふじみ野市地域自立支援協議会 ・ 障がい者基本計画 (案) について ・ 第 3 期障がい福祉計画 (案) について ・ アンケート調査報告書 (案) について ・ 概要版について
	3月 1 日 (木)	第 2 回庁内策定委員会 ・ 障がい者基本計画 (案) について ・ 第 3 期障がい福祉計画 (案) について ・ パブリックコメントに関する意見等の募集結果について ・ アンケート調査報告書 (案) について ・ 概要版について







平成 18 年 10 月 1 日  
告示第 225 号

(設置)

第 1 条 障害者相談支援事業の適切な運営及び地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、ふじみ野市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議に関すること。
- (6) 権利擁護等の分野別の部会等の設置、運営等に関すること。
- (7) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画(次号において「障害者計画等」という。)の策定(変更を含む。)に係る意見・提言に関すること。
- (8) 策定された障害者計画等に定められた施策・事業の進捗状況の報告に係る意見・提言に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関及び団体から選出された者並びに学識経験者とする。

- (1) 障害者相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関
- (5) 民間企業
- (6) 障害者関係団体

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

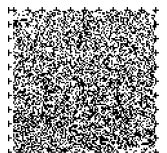
この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 16 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 44 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

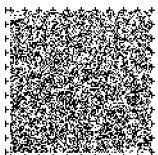


## 4

## ふじみ野市地域自立支援協議会委員名簿

要綱第3条第2項に基づく選出区分		氏名	団 体 名
第1号委員	障害者相談支援事業者	江間 聡	社会福祉法人樹会
第2号委員	障害福祉サービス事業者	小林 庄次郎	ふじみ野市社会福祉協議会
	障害福祉サービス事業者	○広瀬 幸樹	社会福祉法人入間東部福祉会
	障害福祉サービス事業者	下重 美奈子	特定非営利活動法人 上福岡障害者支援センター21
	障害福祉サービス事業者	柳川 道子	特定非営利活動法人 子育て支援センターたんぽぽ
	障害福祉サービス事業者	豊田 淳一	社会福祉法人めぐみ会
第3号委員	保健・医療関係者	相原 聡	ふじみ野市医師会
	保健・医療関係者	新井 昌子	朝霞保健所
	保健・医療関係者	吉野 正浩	ふじみ野市保健センター
第4号委員	教育・雇用関係機関(学識経験者)	◎綿 祐二	文京学院大学
	教育・雇用関係機関	秋元 江利子	学校教育課・指導係
	教育・雇用関係機関	富樫 勇	川越公共職業安定所
第5号委員	民間企業	日暮 勇一	株式会社 科薬 埼玉工場
	民間企業	中村 一雄	トステムビバ株式会社 スーパービバホーム埼玉大井店
	民間企業	鈴木 正樹	イオンリテール株式会社 イオン大井店
第6号委員	障害者関係団体	貫井 洋司	ふじみ野市身体障害者福祉会
	障害者関係団体	大須賀 啓三	ふじみ野市手をつなぐ育成会
	障害者関係団体	矢口 忠昭	ふじみ野市精神障害者家族会

「◎」は会長、「○」は副会長となります



## 5 ふじみ野市障害福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 19 年 1 月 11 日  
訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に規定する市町村障害福祉計画及び障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項に規定する市町村障害者計画(以下「障害福祉計画等」という。)について審議するため、ふじみ野市障害福祉計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉計画等の策定に当たり必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障害福祉計画等の策定に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、福祉部長及び別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は福祉部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(協力の要請)

第 6 条 委員長は、委員会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めるなど必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 1 月 11 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 45 号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令第 29 号)

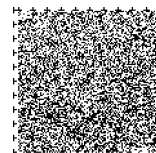
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年訓令第 13 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

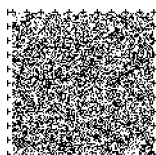
附 則(平成 23 年訓令第 29 号)

この訓令は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

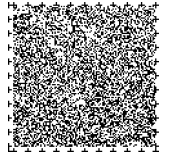


別表(第3条関係)

改革推進室長
財政課長
人事課長
管財課長
くらし安全課長
環境課長
産業振興課長
福祉課長
障がい福祉課長
子育て支援課長
保育課長
高齢福祉課長
保健センター所長
健康保険課長
地域福祉課長
都市計画課長
建築課長
道路課長
教育委員会総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会生涯学習課長



## 6 障害者基本法(抄)



(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

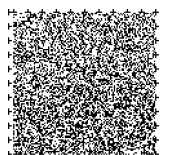
3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

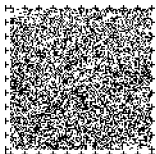
(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。





(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

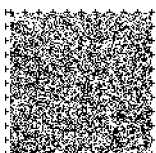
5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。



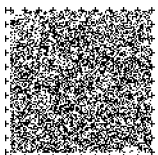


ふじみ野市障がい者基本計画

平成 24 年3月


発行 ふじみ野市  
編集 ふじみ野市 障がい福祉課

〒356-8501  
埼玉県ふじみ野市福岡1丁目1番1号  
電話:049(261)2611 (代表)







 ふじみ野市